平成26年度

事業概要

沖縄県動物愛護管理センター

平成26年度　事業・行事

動物介在活動

動物ふれあい教室

動物愛護の集い

動物慰霊祭

目 次

I　概況

１　沿革 ・・・・・・・・・・ 1
２　組織機構と分掌事務 ・・・・・・・・・・ 3
３　施設・設備 ・・・・・・・・・・ 4
４　管轄区域 ・・・・・・・・・・ 7
５　年間実施事業 ・・・・・・・・・・ 8

II　業務概要

１　動物愛護思想普及啓発業務
(1) 窓口・電話受付の状況 ・・・・・・・・・・ 10
(2) 犬・猫の譲渡 ・・・・・・・・・・ 12
(3) 負傷動物の保護収容 ・・・・・・・・・・ 13
(4) 動物愛護思想の普及啓発活動 ・・・・・・・・・・ 13
２　動物の管理指導業務
(1)　犬の収容及び措置状況（年度別） ・・・・・・・・・・ 19
(2)　所有者不明引取頭数・捕獲頭数（市町村・月別） ・・・・・・・・・・ 20
(3)　飼い主からの引取頭数（市町村・月別） ・・・・・・・・・・ 21
(4)　返還犬頭数（市町村・月別） ・・・・・・・・・・ 22
(5)　闘犬種等の収容頭数 ・・・・・・・・・・ 23
(6)　猫の収容及び措置状況（年度別） ・・・・・・・・・・ 24
(7)　所有者不明引取頭数（市町村・月別） ・・・・・・・・・・ 25
(8)　飼い主からの引取頭数（市町村・月別） ・・・・・・・・・・ 26
(9) 返還猫頭数（市町村・月別） ・・・・・・・・・・ 27
３　動物取扱業、特定動物飼養・保管監視業務
(1)　動物取扱業の登録総数 ・・・・・・・・・・ 29
(2)　販売業のうち、主として取り扱う動物の種類、ならびに登録施設数 ・・・・・・・・・・ 29
(3)　研修会出席人数 ・・・・・・・・・・ 29
(4)　勧告・命令等件数 ・・・・・・・・・・ 30
(5)　特定動物の飼養保管状況 ・・・・・・・・・・ 30

III　資料

１　県統計
(1)　県内年度別犬の登録及び抑留並びに措置状況 ・・・・・・・・・・ 32
(2)　県内の犬による咬傷事故届出件数（年度別） ・・・・・・・・・・ 33
(3)　県内の犬猫の収容および措置状況 ・・・・・・・・・・ 34
２　市町村別依頼・相談・苦情状況
(1)　犬に関する依頼・相談・苦情件数（市町村別） ・・・・・・・・・・ 36
(2)　猫に関する依頼・相談・苦情件数（市町村別） ・・・・・・・・・・ 37
(3)　犬猫以外の動物に関する依頼・相談・苦情件数（市町村別） ・・・・・・・・・・ 38
３　要領
沖縄県犬咬傷事故対策実施要領 ・・・・・・・・・・ 40
闘犬種等適正飼養管理指導要領 ・・・・・・・・・・ 41
４　各関係機関連絡先一覧 ・・・・・・・・・・ 43
５　関係法令
狂犬病予防法 ・・・・・・・・・・ 45
動物の愛護及び管理に関する法律 ・・・・・・・・・・ 48

狂犬病の発生状況

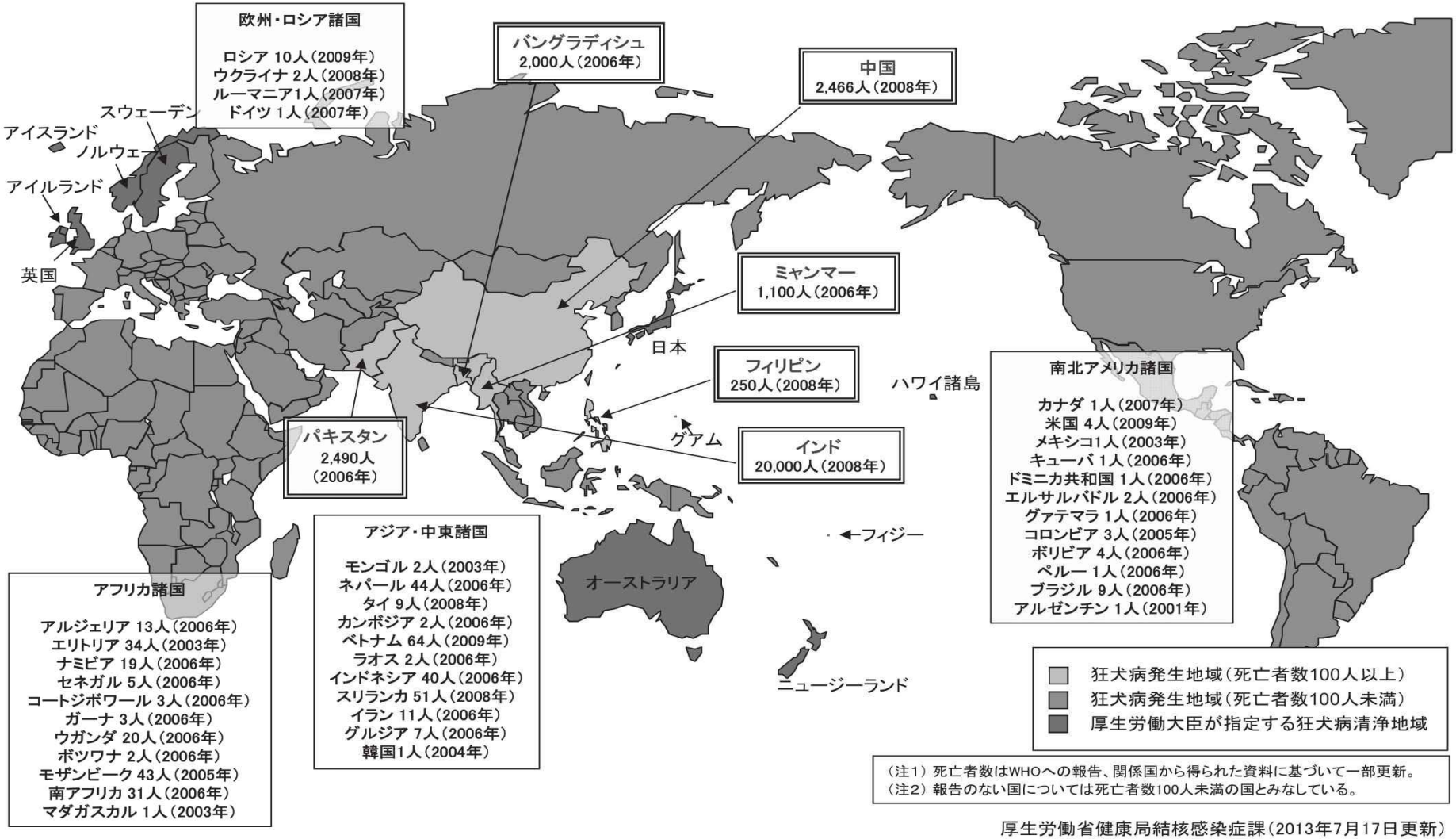

（注1）死亡者数はWHOへの報告、関係国から得られた資料に基づいて一部更新。
（注2）報告のない国については死亡者数100人未満の国とみなしている。

厚生労働省健康局結核感染症課（2013年7月17日更新）

Ⅰ　概況

世界各地の狂犬病媒介動物

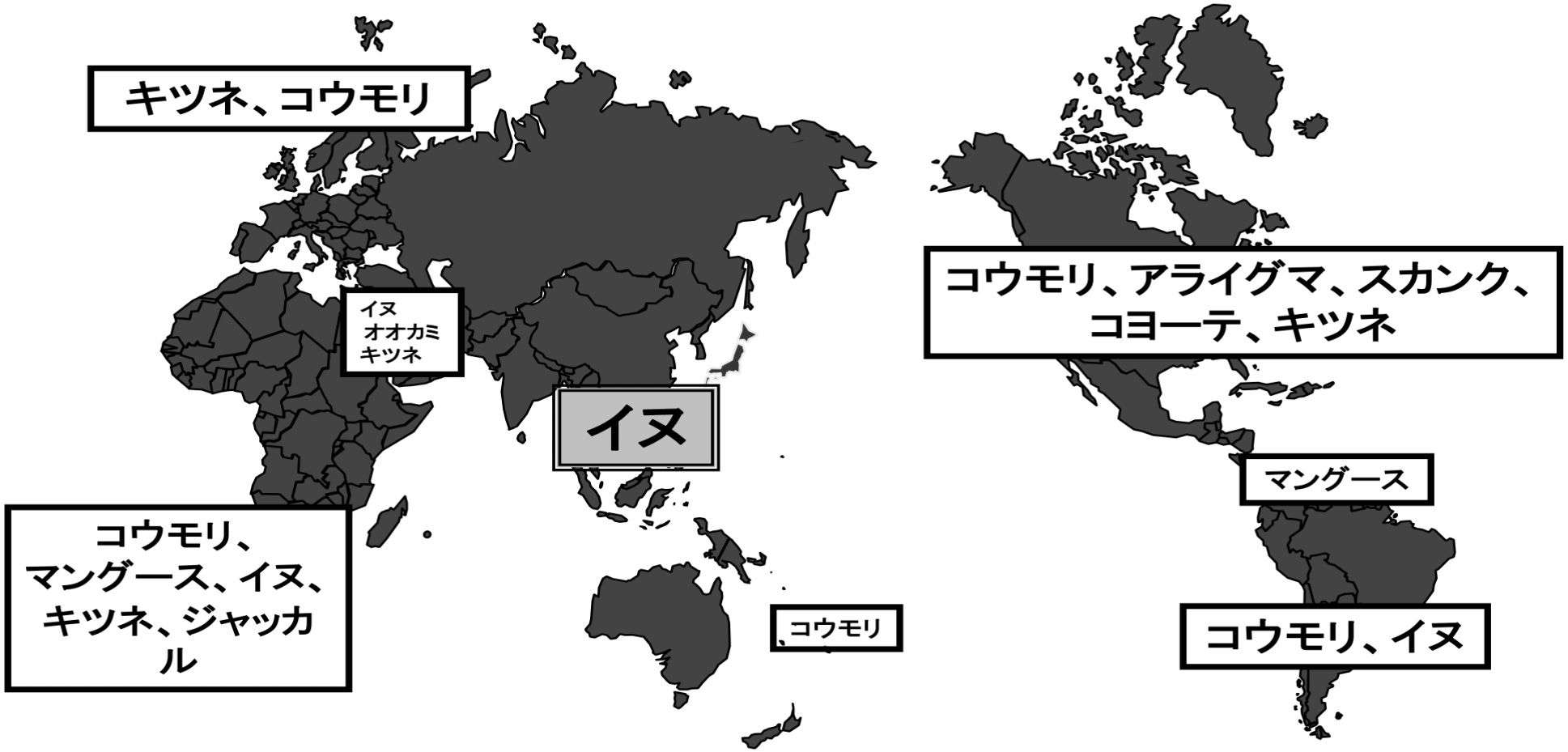

1 沿 革

昭和44年7月

琉球政府農林局畜産課から厚生局公衆衛生課に移管され、公衆衛生課所管の犬抑留所（那覇市古波蔵）で狂犬病予防業務を開始する。

昭和47年5月15日

日本復帰により琉球政府から沖縄県となる。

昭和48年10月

「動物の保護及び管理に関する法律」が制定され、翌年4月1日から施行される。

昭和52年10月1日

当該施設は「動物収容施設整備事業」として国庫補助を受け、那覇市古波蔵から大里村字大里2000番地に新築移転し、環境衛生課大里駐在所（名称:沖縄県動物管理所）となる。

昭和60年3月

「沖縄県動物の保護及び管理に関する条例」が公布され、同年7月1日から施行される。

昭和61年4月1日

動物管理所を廃止して沖縄県動物管理センターへ改組する。（環境保健部の出先機関となる。）

平成6年4月1日

行政組織規則改正で「沖縄県動物管理センター」から「沖縄県動物愛護センター」に名称を変更する。

平成8年11月

動物愛護意識の高揚と適正飼養の普及啓発事業の一環として、仔犬の譲渡教室を開始する。

平成9年4月1日

「沖縄県犬咬傷事故対策実施要領」「闘犬種等適正飼養管理指導要領」「沖縄県犬譲渡取扱要領」が施行される。

動物愛護精神の普及啓発を図るため、仔犬譲渡会を開始する。

平成11年4月

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行される。

「狂犬病予防法」の一部が改正され、犬に加え、新たに猫、あらいぐま、キツネ、スカンクに対する狂犬病の検疫が開始される。

平成12年4月1日

「狂犬病予防法」の一部が改正され、鑑札・注射済票の交付事務等が市町村へ権限委譲される。

平成12年12月

「動物の愛護及び管理に関する法律」が施行される。

「沖縄県動物の保護及び管理に関する条例」が「沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例」に改正される。

平成13年10月

動物愛護センターのホームページを開設する。

平成14年4月

動物死体の引取り業務を廃止する。

平成17年6月

「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正される。（翌年6月1日施行。）

平成18年4月1日

「沖縄県動物愛護センター」から「沖縄県動物愛護管理センター」に名称を変更する。

本島内保健所長に属していた狂犬病予防及び動物愛護法等の事務について、動物愛護管理センター所長へ委任される。

平成18年6月1日

「沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和60年沖縄県条例第5号)」が廃止される。

平成18年6月15日
　　新施設での業務を開始する。
平成21年10月1日
　　飼い犬、飼い猫の引取り有料化を開始する。
平成23年6月30日
　　動物愛護管理センターホームページで抑留犬の写真掲載を開始する。
平成24年6月8日
　　動物愛護管理センターホームページで譲渡用猫の写真掲載を開始する。
平成24年12月6日
　　動物愛護管理センターホームページで譲渡用犬の写真掲載を開始する。
平成24年9月5日
　　「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正される。（平成25年9月1日施行）
平成25年4月1日
　　那覇市が中核市へ移行する。これに伴い那覇市へ業務の一部を権限委譲する。

2 組織機構と分掌事務

(1)沖縄県行政組織規則(抜粋)

第3章　出先機関

第4節　環境部関係出先機関

第2款　動物愛護管理センター

(名称、位置及び所管区域)

第128条　沖縄県行政機関設置条例第2条の3の規定により設置された動物愛護管理センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位 置	所管区域
沖縄県動物愛護管理センター	南城市	県一円(宮古島市、宮古郡、石垣市及び八重山郡を除く。)

(所掌事務)

第129条　動物愛護管理センターの所掌事務は、次のとおりとする。

(1)　動物の愛護と適正飼養の普及啓発に関すること。
(2)　犬の捕獲及び抑留に関すること。
(3)　犬及び猫の引取り並びに譲渡に関すること。
(4)　野犬等の掃討及び苦情の処理に関すること。
(5)　抑留犬の管理及び処分に関すること。
(6)　第1種動物取扱業及び第2種動物取扱業に関すること。
(7)　特定動物の飼養許可等に関すること。
(8)　傷病鳥獣に関すること。
(9)　狂犬病予防その他獣疫予防に関すること。
(10)　前各号のほか、動物の取扱に関すること。
(11)　庶務に関すること。

(2)組織機構

環境部
- 環境政策課
- 環境保全課
- 環境整備課
- 自然保護・緑化推進課 ― 動物愛護管理センター

(3)職員等の構成

	事　務	狂犬病予防員	狂犬病予防技術員
所　　長		1	
主　　幹		1	
主任技師		4	
主　　事			
主　　任	1	1	
技　　師		1	
運転士			2
用務員			1
計	1	8	3
嘱託獣医師		3	
賃金職員	1		
委託職員			11
合　　計	**2**	**11**	**14**

3 施 設･設 備

(1)敷 地 面 積　　6,675 m^2

(2)構造及び規模
ア 構　　造　　鉄筋コンクリート3階建(地上2階、地下1階)
イ 建築面積　　622.5 m^2
ウ 延床面積　　1,668.7m^2

(3)建築経過･経費
用地取得及び造成　　昭和49年7月 ～ 昭和51年10月
動物管理所設計　　昭和50年度予算
建築及び附属整備工事　　昭和52年2月 ～ 10月
経費 104,530,000円
(国庫補助金 22,057,000円)
(県　　債 40,000,000円)
(一般財源 42,473,000円)
焼却炉等設備整備工事　　昭和61年1月～3月
(焼却炉の全面改修)　　経費 74,420,000円
(県　　債 52,000,000円)
(一般財源 22,420,000円)
焼却炉耐火壁交換工事　　平成12年度
経費 5,035,000円
ア 浄化槽の新設　　平成12年度
経費 29,772,750円
(特定財源 29,772,750円)
イ 施設改築に係る土質調査及び施設計画予備調査等　　平成15年度
経費 6,738,000円
ウ 動物愛護センター新施設建築等に係る設計委託　　平成16年度
経費 34,792,753円
(特定財源 34,617,810円)
(一般財源 174,943円)
エ 動物愛護管理センター新施設建築工事
本　体(特殊設備工事、構内整備工事、電波障害防除設備工事)
旧施設(特殊設備撤去工事、現場技術業務委託)
平成17年6月23日 ～ 平成18年12月10日
経費 849,135,403円
(県　　債 559,100,000 円)
(特定財源 244,027,900 円)
(一般財源 46,007,503 円)

(4)設　備

設備	品　　名	数量	設備	品　　名	数量
施設全般	自動ドア	2 基	動物焼却室	焼却炉	2 基
	障害者用エレベーター(B1F～1F)	1 基		骨回収装置	1 基
	障害者用多目的トイレ	2 基		焼却炉切替ダンパー	2 基
	構内通信設備	一式		集合煙道	1 基
	拡声設備	一式		冷却空気混合ダクト	1 基
	構内配電設備	一式		冷却空気混合ファン	1 基
	空気調和設備(個別熱源・自動制御方式)	一式		廃ガス集塵機(バグフィルター)	1 基
	映像・音響設備(多目的会議室)	一式		空気圧縮機	1 基
	テレビ共同受信設備	一式		誘引ファン	1 基
	火災報知設備	一式		煙突	1 基
	給湯設備(個別型)	3 基		焼却炉制御盤	1 基
	消火設備	一式		焼却炉現場制御盤	2 基
動物収容・処分施設	動物搬送用エレベーター(B1F～2F)	1 基		排ガス処理制御盤	1 基
	収容犬搬入・誘導装置	1 基		排ガス集塵機現場制御盤	1 基
	収容犬受入・誘導装置	1 基		灰処理制御盤	1 基
	成犬処分機	1 基		カメラモニター(焼却施設・焼却炉内)	4 台
	猫用処分機	1 基	その他(輸送設備・施設外設備等)	移動用及び予備ケージ(ステンレス製)	8 台
	炭酸ガス供給装置	一式		骨粉砕器	1 台
	操作計装装置(受入・追込・排出操作盤)	一式		身障者駐車場カーポート	1 基
	カメラモニター(成犬収容施設・処分機内)	4 台		外灯(駐車場・門)	5 基
	集中操作盤(処分機等・コントロール室)	一式		受水槽(地上設置型 16t)	1 基
	集中監視盤(処分機・焼却炉)	1 台		燃料貯蔵タンク(地上設置型 3,000ℓ)	1 基
機械室・集中制御室	21 型カラーモニター	1 台		上水ポンプ	1 基
	9 画面デジタルマルチビューアー	一式		中水(雨水)ポンプ	1 基
	動物用保冷庫	1 基		排水ポンプ	5 基
	サービスタンク(灯油 190ℓ)	1 基		汚水処理設備(ユニット型浄化槽 25 人槽)	1 基

(5)主要備品

品　　名	数量	品　　名	数量
電動手術台	2 台	冷蔵ショーケース(薬品保管用)	1台
無影灯	2 台	冷蔵庫	1台
吸入麻酔器	1 台	生物顕微鏡(デジタル撮影・モニター装置付)	一式
人工呼吸器	1 台	実体顕微鏡	1 台
電気メス	1 台	生化学検査装置	1 台
機械器具戸棚	2 台	自動血球計数装置	1 台
EOG 滅菌器	1 台	シャーカステン(壁掛け型)	2 台
動物専用エックス線撮影装置	1 台	輸液ポンプ	1 台
自動現像器(エックス線フィルム現像用)	1 台	乾熱滅菌器	1 台
ステンレス処置台	1 台	ヘマトクリット遠心機	1 台
シャワー付ステンレスシンク(動物洗浄用)	3 台	孵卵器	1 台
検査台(シンク付)	1 台	公用車(監視・捕獲・輸送車両)	2台
実験器具乾燥庫	1 台	ハンドパレットトラック(ケージ輸送用)	2 基
マイクロチップリーダー	4台	バイオハザード対策用キャビネット	1 台

(6)平面図

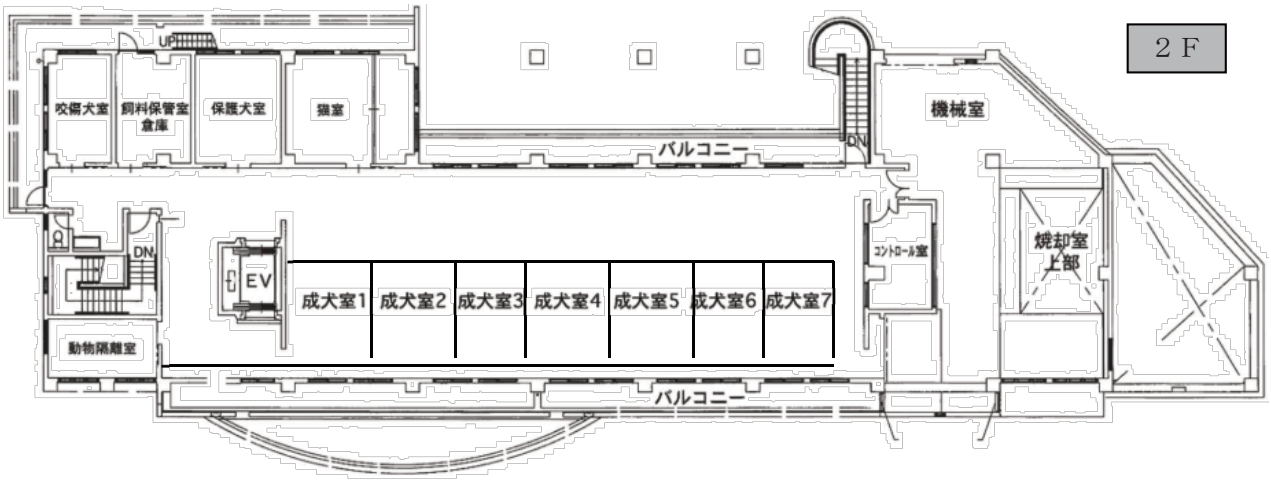

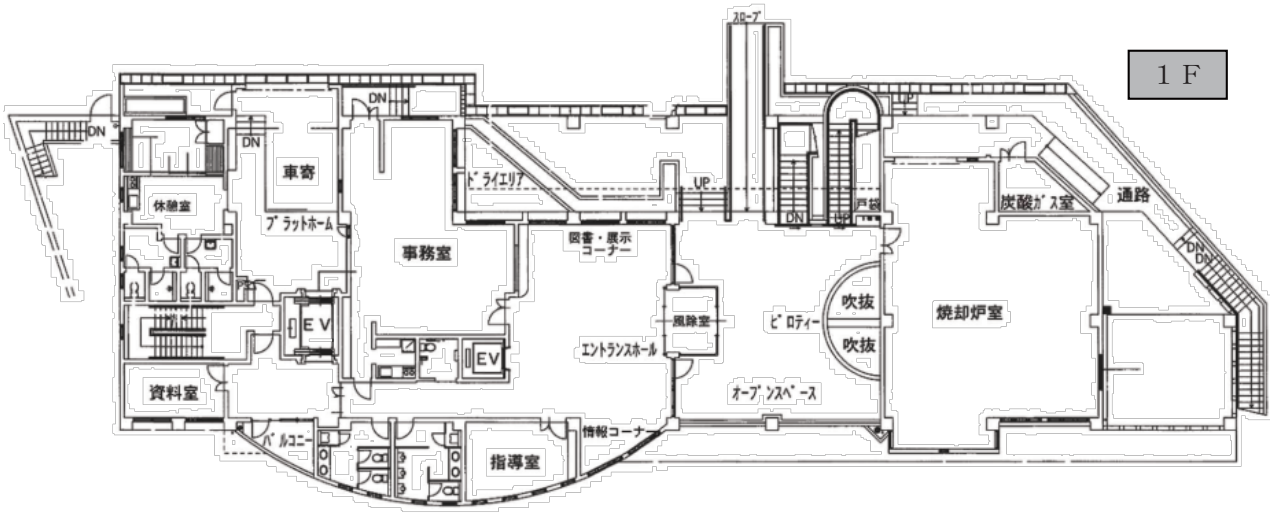

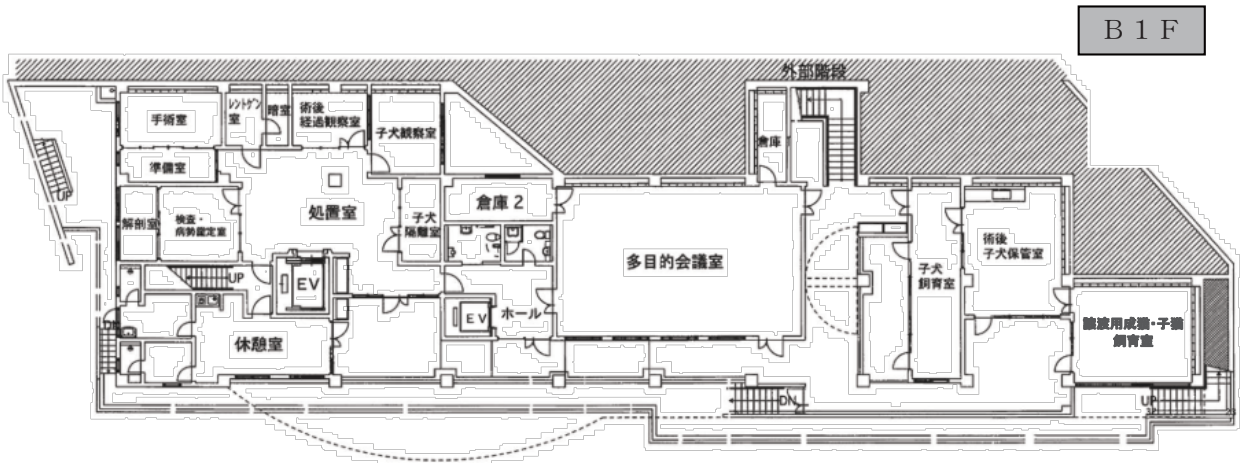

単位:m²

	新施設(地上２階、地下１階)
２階部分	511.3
１階部分	534.9
地下１階部分	622.5
計	1,668.7

4 管轄区域

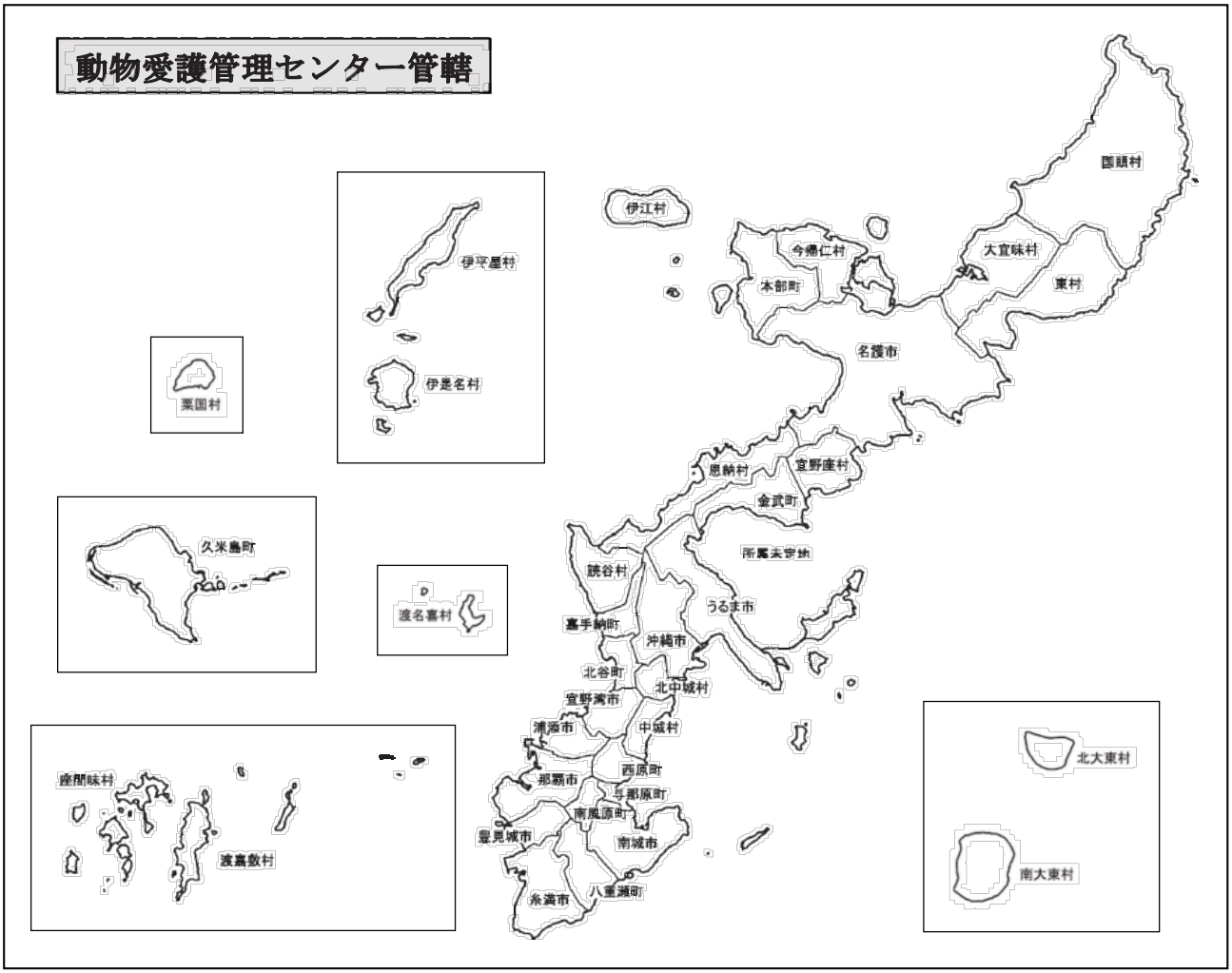
動物愛護管理センター管轄
国頭村
伊江村
今帰仁村
大宜味村
東村
本部町
名護市
伊平屋村
伊是名村
粟国村
恩納村
宜野座村
金武町
久米島町
所属未定地
読谷村
渡名喜村
うるま市
嘉手納町
沖縄市
北谷町
北中城村
宜野湾市
浦添市
中城村
座間味村
北大東村
西原町
那覇市
与那原町
南風原町
豊見城市
南城市
渡嘉敷村
南大東村
糸満市
八重瀬町

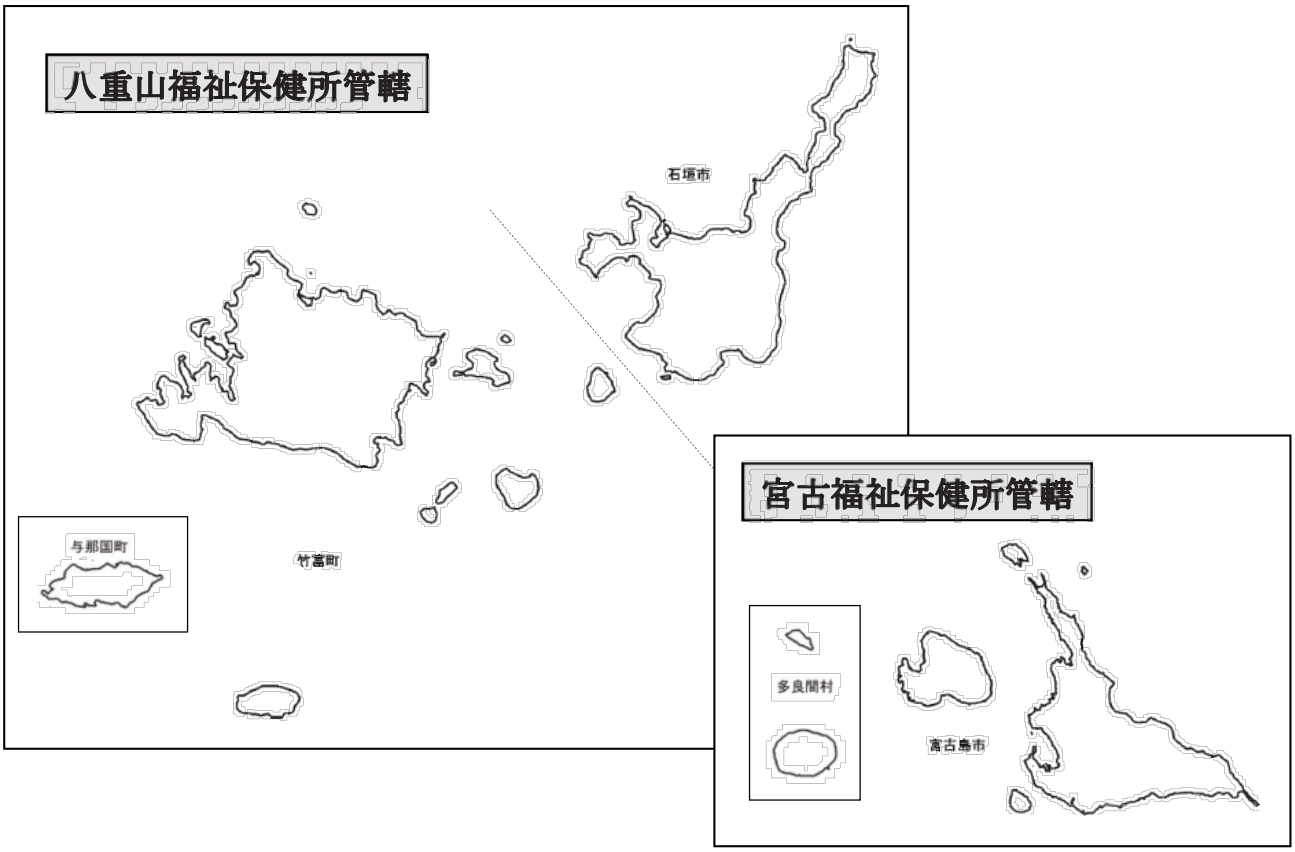
八重山福祉保健所管轄
石垣市
与那国町
竹富町
宮古福祉保健所管轄
多良間村
宮古島市

5 年間実施事業

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
動物愛護思想の普及啓発	動物愛護週間行事の実施						*		*				
	動物愛護パネルなどの展示・チラシの配布	●-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	->
	移動ふれあい教室の実施	●-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	->
	ふれあい広場の設置	●-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	->
	動物飼養管理・健康相談受付	●-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	->
	施設見学者への講習会実施	●-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	->
譲渡	犬の譲渡会（週１回）	●-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	->
	猫の譲渡（随時）	●-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	->
負傷動物	負傷動物の収容	●-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	->
	負傷動物の治療・飼養管理	●-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	->
犬・猫の引取	飼い主からの引取	●-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	->
	引取依頼をした飼い主への指導啓発	●-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	->
飼養管理等	犬・猫の飼養管理	●-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	->
	犬・猫の返還	●-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	->
	咬傷犬の検診	●-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	->
	終末処理	●-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	->
危害防止対策等	犬の収容（捕獲）	●-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	->
	離島保健所・市町村役場との犬の合同捕獲	●-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	->
	犬・猫に関する苦情の処理	●-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	->
	犬の正しい飼い方指導	●-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	->
動物取業特定動物飼養保管	動物取扱業者・特定動物飼養保管業者に対する助言・指導	●-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	->
	動物取扱業・特定動物飼養保管施設の監視・指導	●-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	->
	動物取扱責任者研修（月１回）	●-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	->
調査研究	人獣共通感染症等の調査研究	●-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	->
	負傷動物の診断・治療に関する研究	●-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	->
	繁殖制限に関する調査研究	●-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	->
	犬の事故防止に関する調査研究	●-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	->
会議研修等	全国動物管理関係事業所協議会全国会議				*				*				
	動物由来感染症対策技術研修会（厚生労働省）												
	動物愛護管理研修（環境省）			*									
	動物適正飼養講習会												
	動物適正譲渡講習会												

Ⅱ　業務概要

ペットを飼い始める前に
最期まで世話をすることができるかを考えて下さい

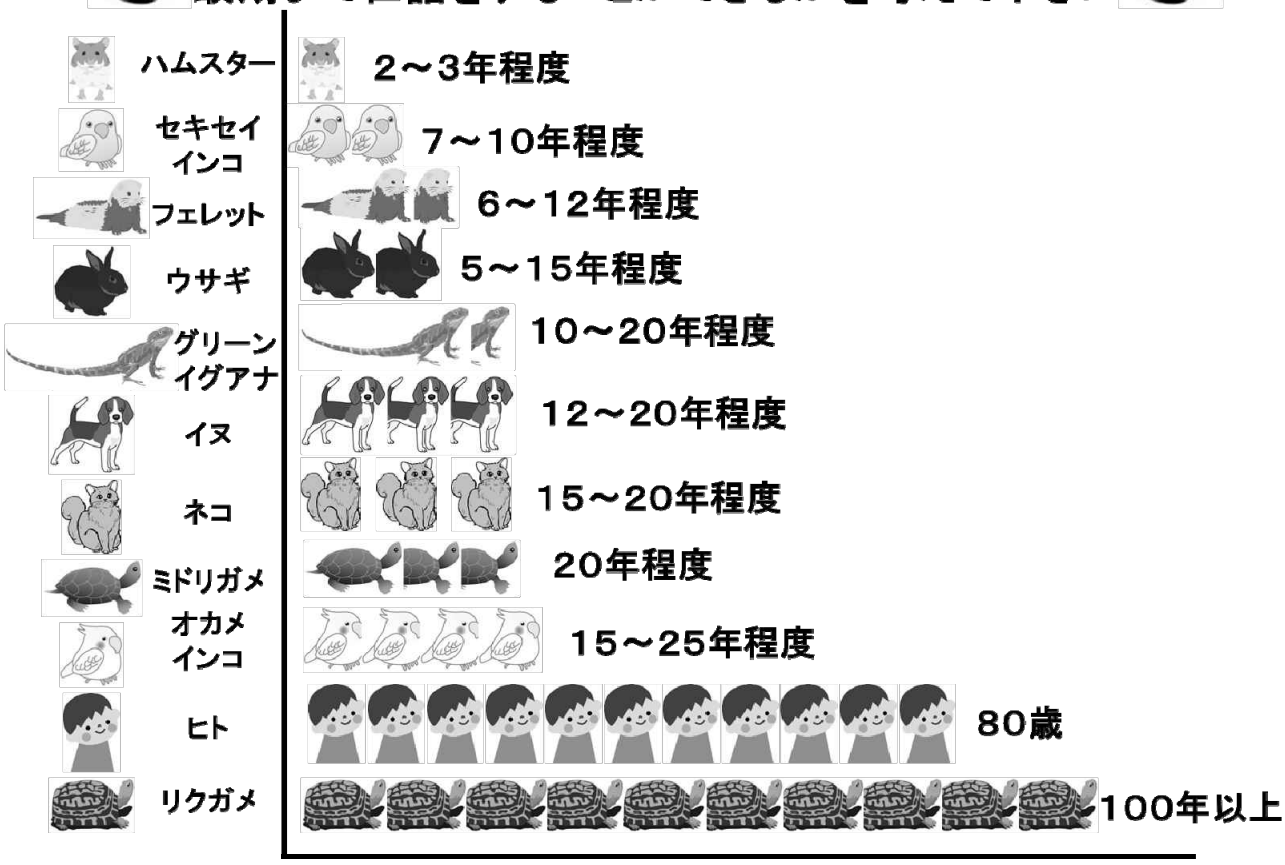

1　動物愛護思想の普及啓発業務

動物愛護思想普及啓発業務

動物愛護思想の高揚を図り、生命を尊び、隣人を愛する心を養い、友愛及び平和の情操教育と動物による危害を防止し、人の生命、身体及び財産等の安全を確保するために適正な飼養管理指導を実施しています。

当センターには、失踪した動物を捜している飼い主、犬・猫の引取を依頼する方、または犬・猫の譲渡を希望する方等多数の県民が来所します。この機会を活用して、動物の性質や習性を理解していただき、責任を持って終生飼養すること、また、繁殖を希望しない飼養者（飼い主）には、その動物に不妊・去勢手術を受けさせるよう指導・助言を行い、動物の正しい飼い方の啓発に努めています。

また、動物愛護等に関するパンフレット、リーフレット等を常時窓口に設置、配布することで、その普及啓発にも努めています。さらに窓口・電話では当センターで実施している次の事業に関する案内や説明、そして助言等を行っています。

ア 動物の正しい飼い方の指導（捨て犬、捨て猫の防止）
イ 動物に関する健康相談等
ウ 犬・猫の譲渡及び譲渡講習会の実施
エ 犬の適正飼養講習会の実施
オ 負傷動物の収容、応急処置及び飼養管理
カ 動物愛護週間と動物慰霊祭の実施

（1）窓口・電話受付の状況

① 窓口受付の状況（平成 26 年度・月別）

				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
狂犬病予防関係	抑留	捕獲・保護頭数		53	22	46	33	70	39	32	33	12	36	26	37	439
	譲渡（生後91日以上）			39	30	54	35	82	48	42	30	7	33	58	24	482
	登録・予防注射問い合わせ							18				1			0	19
	陳情・苦情等	放し飼い犬指導依頼						4				2			0	6
		野犬捕獲依頼							1	1		25	2		0	29
		行方不明犬問い合わせ		62	36	82	78	294	83	119	78	192	78	59	63	1224
		咬傷事故等の苦情		1				6	1	2	2	9	4	1	0	26
		住居環境等の苦情			3			2		1		7			0	13
		家畜・作物等の被害													0	0
		その他		4	1	4	1	4	7	4	3	37	1	3	2	71
動物愛護関係	引取	犬	引取等依頼件数	28	1	28	22	44	29	11	19	40	6	8	9	245
			譲渡（生後91日未満）	104	64	79	89	230	87	66	60	8	76	106	133	1102
		ねこ	引取等依頼件数	31	18	41	30	66	33	34	19	21	15	11	14	333
			譲渡	13	82	23	17	36	11	23	12	10	11	14	16	268
	負傷動物の収容・処分	犬	収容依頼数	1	1					1		16	1	2	0	22
		ねこ	収容依頼数	4	2	3		6	3	2	1	16	2	3	4	46
		その他	収容依頼数	1	3			4	1	1			1		3	14
	死亡	犬	収容依頼数									4		2	0	6
		ねこ	収容依頼数									4			2	6
	苦情等	行方不明ねこ問い合わせ		34	6	30	25	42	26	15	18	74	21	23	16	330
		住居環境等の苦情					1	12	1	2	3	14			0	33
		その他		12	4	6	17	20	19	11	9	36	5	3	9	151
共通事項	施設見学			30	5	13	22	28	8	23	19	4	14	85	11	262
	体験学習					17	9		1	18	19	2			6	72
	講習				17	37				2		1			0	57
	飼い方・健康相談	犬				2	4	4		8	5	7			0	30
		ねこ						2		4		2			0	8
	動物取扱業に関する事項			141	87	150	110	176	26	114	117	162	35	128	142	1388
	その他			90	30	46	54	114	111	93	55	226	38	71	97	1025
合計				648	412	661	547	1264	535	629	502	939	379	603	588	7707

※ 9月の「その他」には、動物慰霊祭参列者を含みます

② 窓口受付の状況（過去5年間・年度別）

				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
狂犬病予防関係	抑留	捕獲・保護頭数		1,321	1,010	874	595	439
	譲渡（生後91日以上）			145	442	456	455	482
	登録・予防注射問い合わせ			32	8	2	3	19
	陳情・苦情等	放し飼い犬指導依頼		1	1	11	3	6
		野犬捕獲依頼		0	6	4	6	29
		行方不明犬問い合わせ		1,938	1,735	1,573	1,797	1,224
		咬傷事故等の苦情		22	10	18	57	26
		住居環境等の苦情		1	2	2	4	13
		家畜・作物等の被害		0	0	0	0	0
		その他		16	41	71	81	71
動物愛護関係	引取	犬	引取等依頼件数	417	416	463	486	245
			譲渡（生後91日未満）	1,285	1,541	1,429	1,638	1,102
		猫	引取等依頼件数	436	610	883	660	333
			譲渡	193	295	379	394	268
	負傷動物の収容・処分	犬	収容依頼数	5	14	17	23	22
		猫	収容依頼数	21	34	46	48	46
		その他	収容依頼数	4	7	15	21	14
	苦情等	行方不明猫問い合わせ		429	388	400	368	330
		住居環境等の苦情		7	6	8	9	33
		その他		99	104	145	158	163
共通事項	施設見学			276	460	354	209	262
	体験学習			139	54	128	125	72
	講習			16	1	10	0	57
	飼い方・健康相談	犬		17	17	12	25	30
		猫		8	1	5	10	8
	動物取扱業に関する事項			856	1,056	1,200	2,206	1,388
	その他			347	477	589	1,240	1,025
合計				8,031	8,736	9,094	10,621	7,707

③ 電話受付の状況（平成26年度・月別）

				1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
狂犬病予防関係	抑留	捕獲・保護頭数														
	譲渡（生後91日以上）			15	14	32	34	27	31	28	78	29	45	18	7	358
	登録・予防注射問い合わせ			3		2	2	3			4	2	2	1	1	20
	陳情・苦情等	放し飼い犬指導依頼		3	4	1		3		2	2	4	21	1	2	43
		野犬捕獲依頼		11	7	6	3	4	3	9	12	7	14	14	25	115
		行方不明犬問い合わせ		182	184	205	228	277	230	227	494	259	243	156	192	2877
		咬傷事故等の苦情		18	9	7	10	4	10	10	18	6	19	23	9	143
		住居環境等の苦情		1	4	4	2	11	6	4	10	1	11	16	7	77
		家畜・作物等の被害		1		0		2								3
		その他		40	37	37	34	47	43	43	94	50	74	34	37	570
動物愛護関係	引取	犬	引取等依頼件数	20	40	32	48	50	37	50	86	43	32	30	40	508
			譲渡（生後91日未満）	20	23	80	37	44	30	26	46	23	42	24	8	403
		ねこ	引取等依頼件数	14	11	26	37	39	42	18	50	23	35	25	21	341
			譲渡	8	13	13	12	30	5	10	32	12	11	2	10	158
	負傷動物の収容・処分	犬	収容依頼数	10	7	7	3	3	5	7	8	4	6	1	16	77
		ねこ	収容依頼数	8	4	13	9	18	13	5	8	13	20	16	16	143
		その他	収容依頼数	5	4	7	4	8	2	4	10	1	8	4		57
	死亡	犬	収容依頼数	4	6	4	9					3	6	5	4	41
		ねこ	収容依頼数	1	7	3	2					2	6	3	4	28
	苦情等	行方不明ねこ問い合わせ		62	51	58	84	98	60	60	92	54	46	68	74	807
		住居環境等の苦情		11	11	26	16	27	22	19	40	34	22	28	14	270
		その他		48	50	53	61	64	57	42	104	52	66	50	36	683
共通事項	施設見学			4		2	4	13	6	2	6	1	9	6	4	57
	体験学習			2	4	5		3		4	24	6	19	1	2	70
	講習				1	1			1			1	8	2	1	15
	飼い方・健康相談	犬		6	4	9	13	2	4	11	18	8	13	11	7	106
		ねこ		3	9	6	6	7	5	3	6	4	10	3	2	64
	動物取扱業に関する事項			206	145	213	107	137	118	106	154	91	129	156	162	1724
	その他			175	172	242	135	132	127	121	240	125	236	223	226	2154
合計				881	821	1094	900	1053	857	811	1636	858	1153	921	927	11912
時間外																0

④ 電話受付の状況（過去６年間・年度別）

				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
狂犬病予防関係	抑留	捕獲・保護頭数		0	0	0	0	0
	譲渡（生後91日以上）			96	264	196	403	358
	登録・予防注射問い合わせ			43	93	31	58	20
	陳情・苦情等	放し飼い犬指導依頼		52	43	47	40	43
		野犬捕獲依頼		180	123	89	120	115
		行方不明犬問い合わせ		4,418	3,703	3,516	4,525	2,877
		咬傷事故等の苦情		113	85	113	229	143
		住居環境等の苦情		38	76	63	87	77
		家畜・作物等の被害		8	18	11	4	3
		その他		362	522	475	793	570
動物愛護関係	引取	犬	引取等依頼件数	651	601	582	837	508
			譲渡（生後91日未満）	296	487	444	504	403
		猫	引取等依頼件数	228	234	342	462	341
			譲渡	100	189	250	294	158
	負傷動物の収容・処分	犬	収容依頼数	64	70	75	60	77
		猫	収容依頼数	110	126	131	157	143
		その他	収容依頼数	25	48	92	106	57
	苦情等	行方不明猫問い合わせ		671	758	832	1,271	807
		住居環境等の苦情		129	165	200	320	270
		その他		632	696	758	993	752
共通事項	施設見学			45	53	37	33	57
	体験学習			22	38	50	63	70
	講習			2	12	7	9	15
	飼い方・健康相談		犬	76	105	82	139	106
			猫	57	43	45	70	64
	動物取扱業に関する事項			979	1,004	1,071	2,047	1,724
	その他			1,168	846	1,077	2,733	2,154
合計				10,565	10,045	10,389	15,896	11,912

（2） 犬・猫の譲渡

県民に動物愛護思想の高揚と適正な飼養管理の普及啓発を図るとともに、動物に生存の機会を与えるため、飼養希望者が愛情と責任を持って終生飼養することを条件に、犬・猫を譲渡をしています。

また、犬の譲渡においては、不適切なしつけや飼い方による無駄吠えなどの問題行動や咬傷事故を防止し，動物愛護精神を普及することを目的として、譲渡前に犬の正しい飼い方・しつけ方の講習会（譲渡講習会※）を実施しています。

① 犬・猫の譲渡状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
犬	子犬	15	10	14	9	10	6	10	9	12	12	24	13	144
	成犬	30	17	15	17	19	20	12	12	20	13	17	13	205
	合計	45	27	29	26	29	26	22	21	32	25	41	26	349
猫	子猫	12	13	10	4	5	7	9	3	2	5	1	0	71
	成猫	6	1	1	0	0	1	2	3	1	2	7	6	30
	合計	18	14	11	4	5	8	11	6	3	7	8	6	101

② 犬の譲渡会・譲渡講習会の開催状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
譲渡会回数		3	3	3	4	3	3	3	2	2	2	3	4	35
講習会受講者数	大人	10	4	62	12	16	10	8	6	9	13	12	18	180
	子供	0	0	1	12	3	1	0	7	0	0	1	6	31
	合計	10	4	63	24	19	11	8	13	9	13	13	24	211

(3) 負傷動物の保護収容

道路や公園などの公共の場所において、病気やけがをした飼い主不明の動物については、動物愛護の観点から保護収容し、必要に応じて簡単な応急処置等を行っています。

① 負傷動物の保護収容状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
犬	4	1	2	2		2			1	1	2	1	16
猫	3	9	9	1	5	5	1	4	4		2	1	44
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	7	10	11	3	5	7	1	4	5	1	4	2	60

②負傷野生動物の保護状況

	収容数	結果		
		死亡	放鳥	移送※
サギ類	3	1		2
イソヒヨドリ	2	2		
アカショウビン	2	2		
シロチドリ	1	1		
リュウキュウアオバズク	1			1
サシバ	1			1
シギ類	1	1		
キジバト	1			1
スズメ	1	1		
合計	13	8	0	5

※ 移送: 野生動物救護ドクター(獣医師)のいる動物病院への移送

(4)動物愛護思想の普及啓発活動

① 体験学習

当センターでは、小学校高学年以上の児童生徒、学生に対する動物愛護教育の一貫として「体験学習」を実施しています。

ア 内容

・動物愛護管理行政についての講習
・負傷動物の治療や不妊手術の見学
・ふれあい教室への参加
・検査室実習
・犬の譲渡会、犬の正しい飼い方講習会への参加
・ふれあい広場の衛生管理、犬の飼育管理

イ 申し込み方法

事前に電話等で申し込みしていただき、担当との調整後に人数や日程を決定いたします。

実施年月日	受講者名	参加人数
平成26年5月29日	桑江中学校	8
平成26年7月1日～2日	佐敷中学校	3
平成26年7月2日	東風平中学校	1
平成26年7月23日	児童デイサービス メロディハウス	3
平成26年10月7日～9日	KBC学園沖縄ペットワールド専門学校	2
平成26年11月11日～12日	与那原町	3
平成26年11月19日～20日	知念高校	5
平成27年3月10日～12日	KBC学園沖縄ペットワールド専門学校	3
実施回数: 8回 (15日間)	参加人数合計: 28名	

② 視察研修

当センターでは、日頃行っている業務や犬や猫に関する沖縄県内の状況をより多くの方に知っていただくため、主に児童生徒・学生を対象として1時間から3時間程度の「視察研修」を実施しています。

ア 内容

・施設見学

・業務内容説明等

イ 申し込み方法

事前に電話等で申し込みしていいただき、担当との調整後に日程等を決定いたします。

原則として、祝祭日を除く月～金曜日の朝 10 時～午後 4 時の間の1時間から3時間程度です。

実施年月日	研修者名	参加人数
平成26年4月16日	その他（一般県民、行政職員等）	2
平成26年4月16日	その他（一般県民、行政職員等）	16
平成26年5月21日	KBC学園沖縄ペットワールド専門学校	17
平成26年5月23日	その他（一般県民、行政職員等）	3
平成26年6月4日	KBC学園沖縄ペットワールド専門学校	37
平成26年6月4日	その他（一般県民、行政職員等）	7
平成26年6月14日	KBC学園沖縄ペットワールド専門学校	14
平成26年7月25日	その他（一般県民、行政職員等）	3
平成26年7月30日	百名小学校教諭	1
平成26年8月13日	その他（一般県民、行政職員等）	3
平成26年8月27日	西崎小学校教諭	4
平成26年9月5日	日本獣医生命科学大学生	2
平成26年9月22日	興南高校生	1
平成26年9月22日	FMよみたん	3
平成26年9月24日	宮崎大学生	1
平成26年10月6日	沖縄尚学高校生	2
平成26年10月8日	大里北幼稚園生	18
平成26年10月22日	沖縄尚学高校生	2
平成26年11月6日	琉球大学生、沖縄国際大学生	7
平成26年11月7日	星槎国際高校生	11
平成26年11月25日	宮崎県職員	1
平成26年12月18日	その他（一般県民、行政職員等）	1
平成27年1月16日	琉球大学生	10
実施回数：22回	参加人数合計：166名	

③ 動物ふれあい教室（保育園児・幼稚園児・小学校低学年対象）

当センターでは、平成 10 年度から幼い子供達を対象に、動物愛護と動物による危害防止、そして衛生教育を目的とした「動物ふれあい教室」を開催しています。

ア 内容

・動物愛護（動物も同じ生き物）

実際に犬を抱いたり、心臓の音を聴いたりすることで、動物の温かみや生きていることを実感してもらい、動物を大事にすること『いのちの大切さ』を学んでもらう。

・危害防止（動物〔犬〕との接し方）

ぬいぐるみを使って犬の習性等を教え、犬に咬まれないための方法を学んでもらう。

・衛生教育（動物に触った後の衛生）

動物から人へうつる病気があることを教え、動物に触れた後の手洗いの正しい方法とその大切さを学んでもらう。

イ 申し込み方法
電話等で申し込みしていただき、担当との調整後に時間・場所等を決定いたします。
原則として、祝祭日を除く月～金曜日の朝 10 時～午後 4 の間で約 1 時間程度としています。

実施年月日	受講者名	参加人数	備考
平成26年8月22日	メロディーハウス	18	ふれあい・紙芝居
平成26年10月3日	南城市立百名小学校6年生	26	スライド・ふれあい・グループワーク・心音計
平成26年10月7日	南城市立百名小学校2年生	31	スライド・ふれあい・紙芝居・心音計
平成26年10月15日	南城市立船越小学校2年生	62	スライド・ふれあい・心音計
平成26年10月23日	西原町立西原東小学校1年生	87	スライド・ふれあい・紙芝居・心音計
平成26年10月28日	糸満市立西崎小学校2年生	104	スライド・ふれあい・心音計
平成26年11月14日	上田小学校1年生	180	スライド・紙芝居・ふれあい
平成27年1月9日	上田小学校2年生	210	スライド・紙芝居・ふれあい
平成27年2月7日	西原町立西原東小学校高学年	87	きらりスクール講師　スライド、心音機
平成27年3月23日	ミナミ保育園	58	ふれあい・紙芝居
実施回数：10回		参加人数合計：863名	

④ 動物介在活動（老人ホーム等の福祉施設対象者）
当センターでは、平成11年度から老人ホーム等の福祉施設入所者を対象に「動物介在活動」を行っています。
ア 内容： 相互感情交流
積極的にふれあい活動に参加し、動物とふれあうことで自発的な会話を誘起させ、自己・他者・動物との協調関係を豊かにする充実した時間を過ごしてもらうことを目的としています。
イ 申し込み方法
電話等により申し込みしていただき、担当との調整後に時間・場所等を決定いたします。
原則として、祝祭日を除く月～金曜日の朝 10 時～午後 4 時の間で約 1 時間程度としています。

実施年月日	受講者名	参加人数
平成26年5月30日	介護付老人ホーム　うえた	20
実施回数：　1回	参加人数合計：　20名（職員含む）	

⑤ その他講習会
当センターでは、一般県民、学生、動物取扱業者の方を対象に、要望等に応じて動物愛護と動物による危害防止、衛生教育を目的とした講習会を実施しています。原則として、祝祭日を除く月～金曜日の朝 10 時～午後4時の間で約1時間程度としています。

⑥ 動物愛護週間行事

平成26年9月20日から同月9月26日までの『動物愛護週間』と平成26年11月9日に、動物愛護思想を県民に広く普及啓発することを目的として下記のような行事を開催しました。

平成 26年度動物愛護週間行事実施要領

1　趣旨

動物愛護週間（9月20日から同月26日まで）は、命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めることをその目的としており、平成26年度動物愛護週間行事を実施することにより、広く県民の間に動物愛護思想の普及啓発を図り、あわせて生命尊重、友愛および平和の情操の涵養を図る。

2　根拠

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第3条により、国および地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養について、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動を通じて普及啓発を図るよう努めることとされており、さらに同法第4条により、動物愛護週間において、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めることとされている。

3　実施主体

（1）主催　沖縄県
（2）共催　社団法人沖縄県獣医師会
（3）後援　沖縄県市長会、沖縄県町村会
（4）協賛　公益財団法人沖縄こどもの国、
公益社団法人日本愛玩動物協会沖縄県支部
沖縄県公衆衛生獣医師協議会、
株式会社沖縄タイムス社、 株式会社琉球新報社、 NHK沖縄放送局、
琉球放送株式会社、 沖縄テレビ放送株式会社、 琉球朝日放送株式会社、
株式会社ラジオ沖縄、 株式会社エフエム沖縄、
株式会社エフエム21、 沖縄ケーブルネットワーク株式会社
タイフーンfm、FMたまん

4　実施期間

平成 26年9月19日（金）　～　10月10日（金）
※　平成 26年11月9日（日）：動物愛護の集い

5　実施事業の概要

（1）動物愛護週間の広報
県、市町村および関係機関は、ポスター、チラシ、広報紙、新聞、ラジオおよびテレビ等により、動物愛護週間の趣旨および実施行事について、広く県民に対して周知啓発を行う。

（2）平成26年度動物愛護図画コンクールおよび優秀作品の展示
県内の幼稚園児、保育園児および小学生を対象とした図画コンクールを行い、優秀作品を表彰する。加えて、県庁および沖縄県動物愛護管理センターにおいて優秀作品の展示を行う。

（3）動物愛護街頭キャンペーン
動物愛護週間の趣旨の周知を目的として、チラシ等を作成し街頭にて配布する。

（4）動物愛護の集い
動物愛護思想の普及啓発を図るため、イオン那覇店前広場において、平成26年度動物愛護図画コンクール表彰式、犬・猫とのふれあい、パネル展示、沖縄県獣医師会による犬ねこ不妊去勢手術助成事業受付（事業の趣旨および実施方法の周知等）および動物健康相談等、各種イベントを行う。

(5)動物慰霊祭

沖縄県動物愛護管理センターにおいて、県、市町村および関係機関ならびに多くの県民の参列により、家族の一員として一生を終えた動物たちあるいは人間の都合によってその天寿を全うすることができなかった動物たちの冥福を祈る。

6 行事日程

(1)平成 26年度動物愛護図画コンクール優秀作品展示

ア 日 時 : ①平成 26年9月22日(月)から9月26日(金)
②平成 26年9月29日(月)から10月10日(金)
③平成 26年11月9日(日)

イ 場 所 : ①沖縄県庁1F 県民ホール (那覇市)
②沖縄県動物愛護管理センター (南城市大里字大里2000番地)
③イオン那覇店前広場 (那覇市金城)

ウ 内 容 : 動物愛護図画コンクール優秀作品の展示

(2)動物愛護街頭キャンペーン

ア 日 時 : 平成 26年9月19日(金) 16:30～17:15

イ 場 所 : パレットくもじ前広場および交差点周辺 (那覇市)

ウ 内 容 : 動物愛護週間に趣旨を目的とした、チラシ、うちわの配布

(3)動物愛護週間行事(宮古および八重山)

ア 日 時 : 平成26年9月中旬～9月30日(月)

イ 場 所 : 宮古および八重山各福祉保健所管内

ウ 内 容 : 詳細については、各福祉保健所にお問い合わせ下さい。

(4)動物慰霊祭

ア 日 時 : 平成26年9月26日(金) 15:30～16:30

イ 場 所 : 沖縄県動物愛護管理センター
(南城市大里字大里2000番地、TEL:098－945－3043)

ウ 内 容 : 動物愛護管理センターにおいて、県、市町村および関係機関ならびに多くの県民の参列により、家族の一員として一生を終えた動物達あるいは人間の都合によってその天寿を全うすることができなかった動物達の冥福を祈る。

(5)動物愛護の集い

ア 日 時 : 平成26年11月9日(日) 13:00～16:00

イ 場 所 : イオン那覇店前広場 (那覇市金城)

ウ 内 容 : 平成26年度動物愛護図画コンクール表彰式、犬猫とのふれあい、パネル展示、犬猫の不妊去勢手術助成事業受付および動物健康相談等、各種イベントの実施

２　動物の管理指導業務

動物の管理指導業務

動物による人の生命、身体及び財産等の侵害を防止するため、『狂犬病予防法』および『動物の愛護及び管理に関する法律』に基づき、次の業務を行っています。

ア　動物の適正な飼養及び管理に関する助言や指導
イ　捕獲・保護により収容された犬・猫の管理及び処分
ウ　飼えなくなった犬・猫の引取り及び処分
エ　関係機関との野犬合同捕獲
オ　抑留犬等の返還・譲渡及び処分
カ　苦情の受理及びその処理
キ　咬傷犬の狂犬病鑑定
ク　その他、犬猫等の動物に関する業務　　※ 収容された犬、猫等の管理及び処分業務等は一部委託

(1)犬の収容及び措置状況(年度別)

※負傷犬を含みます

	収容頭数					収容犬の措置頭数			
	捕獲 ※ ＜成犬＞	保護 ※ (幼犬)	引取 ＜成犬＞	引取 (幼犬)		返還	返還率	譲渡	終末処分
平成22年度	2,918		268			387	15.9	206	2,628
	〈2,422〉	(496)	〈224〉	(44)					
平成23年度	2,527		283			391	18.2	325	2,094
	〈2,141〉	(386)	〈214〉	(69)					
平成24年度	2,404		478			421	20.8	412	2,107
	〈2,026〉	(387)	〈393〉	(85)					
平成25年度	1,768		329			320	21.9	311	1,461
	〈1,458〉	(310)	〈247〉	(82)					
	収容頭数					収容措置頭数			
	所有者不明引取		飼い主からの引取		負傷	返還	返還率	譲渡	終末処分
	成熟	幼齢	成熟	幼齢					
平成26年度	1639		192		16	297	16.0	350	1,200
	1544 捕獲(1354)	95	192	0					

注1:成犬(3ヶ月以上)・幼犬(3ヶ月未満) / 成熟(離乳し自活できる個体)・幼齢(離乳していない個体)
注2:那覇市で捕獲・保護・引取された犬の頭数を含みません(平成25年～)

〈収容 頭数の推移〉

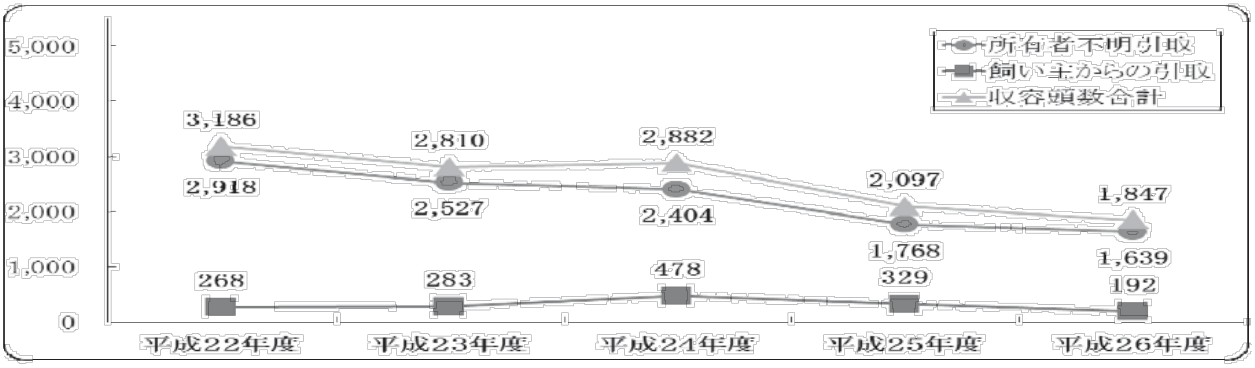

〈措置頭数の推移〉

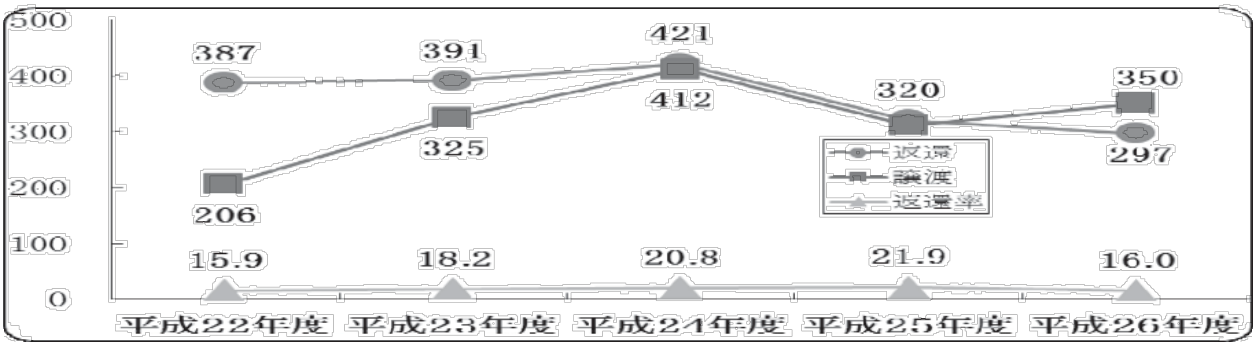

(2)所有者不明引取頭数・捕獲頭数　/市町村・月別

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
国頭村		7(7)	3(3)		2(2)			1(1)					13(13)
大宜味村	1(1)		1(1)	2(2)	2(2)	1(1)		1(1)					8(8)
東村		1(1)	1(1)	2(2)	2(1)	2(2)				2(2)		1(1)	11(10)
今帰仁村	7(1)	4(4)		1(1)		2(2)		2(2)	1(1)	5(1)	1(1)		23(13)
本部町	7(4)	2(2)	6(6)	5(5)	8(8)	2	2(2)				4(1)	3(3)	39(31)
名護市	4(4)	26(17)	13(7)	11(7)	(12)	17(15)	28(18)	21(16)	23(12)	8(2)	20(13)	12(8)	195(131)
伊平屋村													0(0)
伊是名村													0(0)
伊江村	1(1)	1(1)		6(3)	7(7)	8(4)		1(1)	1(1)				25(18)
宜野座村	1(1)	5(2)	11(7)	1(1)	4(1)		1(1)	3(3)	3(3)	3(1)	6(6)	2(2)	43(28)
恩納村	5(1)	2(2)	4(4)	3(3)	6(6)	4(4)	3(3)	1(1)	1(1)	2(2)	9(1)	3(3)	35(31)
金武町	4(4)	3(2)	7(7)		11(8)	7(4)	11(8)	2(2)	5(5)	4(3)	12(12)	3(3)	69(58)
読谷村	2(2)	1(1)	1(1)	6(6)	1(1)		2(2)	3(3)	3(3)	6(6)	4(4)	2(2)	31(31)
うるま市	25(24)	25(23)	35(26)	18(17)	31(27)	31(25)	26(26)	22(18)	26(21)	22(16)	16(12)	17(15)	294(250)
嘉手納町	1(1)			2(2)	2(2)						1(1)		6(6)
沖縄市	5(5)	15(15)	14(7)	10(10)	25(17)	15(10)	15(15)	17(16)	13(12)	14(14)	4(4)	17(12)	164(137)
北谷町	2(2)	3(3)	1(1)	2(2)	2(2)	1(1)	5(5)			2(2)	3(3)	2(2)	23(23)
宜野湾市	2(2)	5(5)	2(2)	1(1)	3(3)	1(1)	4(2)	4(4)	1(1)	3(3)		2(2)	28(26)
北中城村	6(6)	3(3)	2(2)	2(2)	4(4)	3(3)	2(2)	2(2)	2(1)		4(1)	3(3)	33(29)
中城村	7(4)	5(1)	3(2)	2(2)	5(4)	6(6)	1(1)	2(2)	2(2)	2(2)	3(3)	3(3)	41(32)
浦添市	3(2)	7(5)	1(1)	2(2)	4(4)	5(5)	5(5)	1(1)	3(3)	9(2)	3(1)	5(4)	48(35)
栗国村													0(0)
久米島町						7(7)	2(2)		5(5)			6(6)	20(20)
渡名喜村													0(0)
座間味村													0(0)
渡嘉敷村													0(0)
北大東村													0(0)
南大東村	1(1)												1(1)
西原町	4(4)	3(3)	8(8)	1(1)	1(1)	2(2)	1(1)	2(2)	2(2)		7(6)	2(2)	33(32)
与那原町		1(1)	3(3)	5	2(2)		2(2)	1(1)	2(1)	2(2)	10(4)	1(1)	29(17)
南風原町	4(4)	3(2)	1(1)	3(3)	7(7)	1(1)	2(2)	2(2)	2(1)	1(1)	2(2)	6(6)	34(32)
豊見城市	7(7)	6(6)	5(5)	5(5)	8(8)	3(3)	4(4)		2(2)	4(4)	4(4)	1	49(48)
南城市	18(15)	15(12)	18(17)	5(5)	7(7)	9(9)	20(15)	13(11)	7(7)	14(14)	2(2)	14(8)	142(122)
八重瀬町	9(9)	6(6)	4(4)		10(8)	6(6)	3(2)	15(14)	1(1)	4(4)	6(6)	18(10)	82(70)
糸満市	12(10)	9(9)	6(6)	12(7)	12(12)	17(10)	8(8)	8(8)	3(3)	13(13)	9(9)	12(7)	121(102)
合計	138(115)	158(133)	150(122)	107(89)	178(156)	150(121)	147(126)	124(111)	107(88)	120(94)	125(96)	135(103)	1639(1354)

(　)内数で捕獲頭数

(3)飼い主からの引取頭数　/市町村・月別

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
国頭村													0
大宜味村													0
東村													0
今帰仁村													0
本部町						4							4
名護市	1	6	1	1		7		1	9				26
伊平屋村													0
伊是名村			1										1
伊江村													0
宜野座村											1		1
恩納村							2						2
金武町											5		5
読谷村	2							2					4
うるま市	9	2	13			1		1	7		4	2	39
嘉手納町						3			1				4
沖縄市	1		8	3	1	4		1	7	1			26
北谷町		1	1										2
宜野湾市	1					2		1			1		5
北中城村										1			1
中城村	2							1	1				4
浦添市		2	1		2		1						6
粟国村													0
久米島町					4	1			1				6
渡名喜村													0
座間味村													0
渡嘉敷村													0
北大東村													0
南大東村													0
西原町		1				6	1		2				10
与那原町					1								1
南風原町													0
豊見城市		3	3		1			1	2	1		2	13
南城市	1	3	1	1	2	3							11
八重瀬町	8		1	3		1							13
糸満市	1			1	3			3					8
合計	26	18	30	9	14	32	4	11	30	3	11	4	192

(4)返還犬頭数 /市町村・月別

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
国頭村			2										2
大宜味村	1												1
東村													0
今帰仁村								1					1
本部町				1									1
名護市		1		1			1			2			5
伊平屋村													0
伊是名村													0
伊江村													0
宜野座村													0
恩納村		2						1				1	4
金武町											1		1
読谷村		1		1						3		1	6
うるま市	3	5	5	2	4	4	5	6	5	2	1		42
嘉手納町					1		1				1		3
沖縄市	2	2	7	4	4	4	7	2	3	4	1	1	41
北谷町	2		1	1	2	1	3			1	3	2	16
宜野湾市	1	2	2	1	2	1	3	3				2	17
北中城村	1	2	1	1	6	1		2					14
中城村	1			1		3		1			2		8
浦添市	1		2				2				1	1	7
那覇市	1	1									1		3
粟国村													0
久米島町													0
渡名喜村													0
座間味村													0
渡嘉敷村													0
北大東村													0
南大東村													0
西原町	2		1		1	2	1	1	1		1	1	11
与那原町		2					1	1		2			6
南風原町		3		4	4		1		1			4	17
豊見城市	2	2	2	2	6		2	3	1	1			21
南城市	3	6	5		2	1	7	2	1	6	1	1	35
八重瀬町		2			2	2	1	1		1	3	2	14
糸満市	1	3	1	1	2	1	2	1	1	1	2	4	20
基地内		1											1
合計	21	35	29	20	36	20	37	25	13	23	18	20	297

※那覇市:那覇市在住の方へ返還した犬の頭数。

(5)闘犬種等の収容頭数

犬種名	平成24年度				平成25年度					平成26年度				
	捕獲	引取	死体	合計	捕獲	保護	引取	死体	合計	捕獲	保護	引取	死体	合計
グレイハウンド				0					0					0
グレート・デン				0					0					0
ゴールデン・レトリバー	12	6		18	4	1	2		7	5		2		7
ラブラドール・レトリバー	34	6		40	22		4		26	27		1		28
シェパード	3	3		6	1				1	1				1
ジャーマン・シェパード	1			1					0					0
オーストラリアン・シェパード	1			1					0					0
アイリッシュ・セッター		1		1			2		2	1				1
セッター	1			1					0					0
ダルメシアン	2	2		4	4				4	3				3
ドーベルマン	1			1	1				1	1				1
ニューファンドランド				0					0					0
シベリアン・ハスキー		1		1					0					0
バセット・ハウンド				0					0	2				2
バーニーズ・マウンテン・ドッグ				0			1		1					0
ピットブル	7	4		11	14				14	12	1			13
ブル・テリア	2			2	1				1					0
フラットコーテッド・レトリバー				0					0					0
ブルドッグ	6	1		7					0	3		1		4
ボクサー	2			2	2				2	1				1
ボルゾイ	1			1	1				1					0
スパニッシュ・マスチフ	1			1					0					0
ナポリタン・マスチフ		1		1					0					0
ロットワイラー	5	1		6			2		2					0
ワイマラナー				0					0	3				3
アフガン										1				
ポインター										1				
秋田犬	1			1			1		1					0
土佐犬	1			1					0					0
MIX(大)	8	4		12	1				1					0
合計	89	30	0	119	51	1	12	0	64	61	1	4	0	66

(6)猫の収容及び措置状況(年度別)

※負傷猫を含みます

	収容猫頭数					収容猫の措置頭数		
	保護※<成猫>	保護※<幼猫>	引取り<成猫>	引取り<幼猫>		返還	譲渡	終末処分
平成22年度	4,371		76			15	62	4,300
	<2,409>	(1,962)	<33>	(43)				
平成23年度	3,670		148			15	114	3,689
	<2,190>	(1,480)	<76>	(72)				
平成24年度	3,884		267			26	170	3,974
	<2,165>	(1,719)	<153>	(114)				
平成25年度	2,713		108			10	141	2,654
	<1,832>	(881)	<62>	(46)				
	収容猫頭数					収容猫の措置頭数		
	所有者不明引取		飼い主からの引取		負傷	返還	譲渡	終末処分
	成熟	幼齢	成熟	幼齢				
平成26年度	2,315		131		44	19	101	2,370
	1,680	635	131	0				

注1:成猫(3ヶ月以上)・幼猫(3ヶ月未満) / 成熟(離乳し自活できる個体)・幼齢(離乳していない個体)
注2:那覇市で捕獲・保護・引取された犬の頭数を含みません(平成25年～)

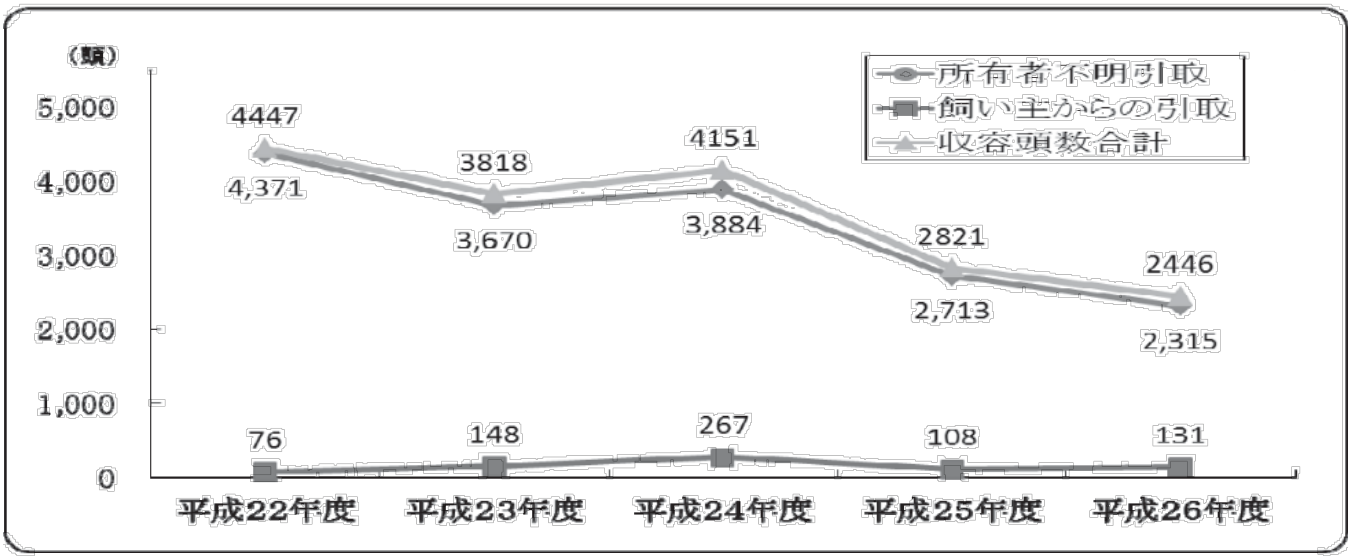

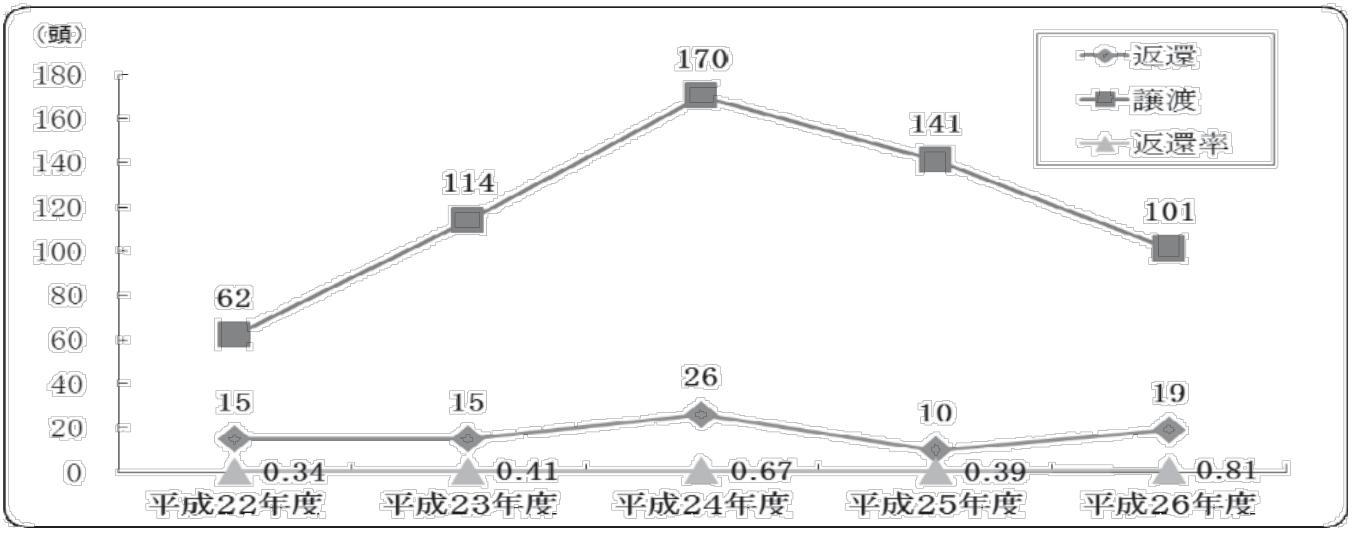

(7)所有者不明引取頭数 /市町村・月別

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
国頭村		4											4(0)
大宜味村	7	2			3 (3)	4 (4)	5 (3)			1	1	1	24(10)
東村	1												1(0)
今帰仁村	4	1		1	1		3 (1)		1				11(1)
本部町		1 (1)		1		1	6 (6)	1				1	10(7)
名護市	2	6 (4)	6 (5)	9 (7)	10 (1)	3	11 (5)		1			3	47(22)
伊平屋村													0(0)
伊是名村													0(0)
伊江村													0(0)
宜野座村	3	14 (5)	14	3	2	13 (5)	13	10	5	3	2	2	84(10)
恩納村		4	7	5	3	3 (2)	12	14	14	6	9	3	80(2)
金武町	14	5	18 (8)	4	12	5	15 (1)	12	13	5	3	7	113(9)
読谷村		2 (1)	1 (1)	4 (4)		6 (6)	3 (3)		3	1		1	21(15)
うるま市	74 (14)	55 (14)	43 (6)	51 (15)	45 (8)	71 (19)	58 (9)	54 (4)	36	61	63	68 (6)	677(94)
嘉手納町		4(4)	1		2	5				6	1		19(4)
沖縄市	26 (20)	22 (3)	23 (11)	9 (8)	12 (9)	25 (17)	23 (8)	7	4	10	2	10 (2)	154(76)
北谷町	6 (2)	4 (4)	8 (2)	2	7 (6)	4 (2)	3 (2)	6	7	5 (3)	3	4	59(21)
宜野湾市	20 (6)	29 (13)	18 (2)	5	25 (14)	26 (11)	23 (6)	16	11	5	8	13	193(52)
北中城村	10 (3)	18 (7)	4	3	1	6	8	11	3		2	2	68(10)
中城村	1	6 (5)		7 (7)	1	2	6 (5)	1		1	2		27(17)
浦添市	13 (10)	18 (16)	15 (9)	15 (7)	2 (1)	9 (1)	11 (6)	8 (3)	7	2	1	5 (4)	99(57)
粟国村													0(0)
久米島町		10			7		17 (5)		6			15	55(5)
渡名喜村													0(0)
座間味村													0(0)
渡嘉敷村													0(0)
北大東村													0(0)
南大東村	5						15	59			13	7	99(0)
西原町	6	13 (9)	12 (7)	12 (8)	4 (2)	13 (7)	5 (1)	6	5	5 (3)	1 (1)	1	83(38)
与那原町	3	4 (1)	7 (3)	8 (4)	8 (8)	7 (5)		1			1	2	41(21)
南風原町	2	5 (4)	9 (6)	4 (2)	2 (2)	4 (3)	6 (5)	2	2	1	1		38(22)
豊見城市	5 (3)	16 (7)	10 (2)	8 (2)	7 (6)	12 (10)	3 (1)	5	1	1		6	72(31)
南城市	6 (5)	8 (6)	6	1	10 (9)	1 (1)	1	3	1	2	6	2	47(21)
八重瀬町	2	8 (1)	1(1)	3(3)	6 (5)	15 (1)	5(5)	1	6	5		6	57(16)
糸満市	11 (10)	22 (13)	18 (13)	5	34 (17)	25 (12)	14 (9)	1	2	2			132(74)
合計	218(73)	272(118)	212(75)	159(67)	197(90)	252(106)	270(81)	214(6)	124(0)	122(6)	117(1)	158(12)	2315(635)

(　)内数で幼齢個体頭数

(8)飼い主からの引取頭数 / 市町村・月別

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
国頭村										1			1
大宜味村													0
東村													0
今帰仁村												4	4
本部町		3											3
名護市							2	3					5
伊平屋村													0
伊是名村													0
伊江村													0
宜野座村													0
恩納村													0
金武町													0
読谷村		6											6
うるま市	1									8		1	10
嘉手納町													0
沖縄市		9	11		4			26	1				51
北谷町			4										4
宜野湾市	1		2		12								15
北中城村													0
中城村													0
浦添市	1			5								8	14
粟国村													0
久米島町													0
渡名喜村													0
座間味村													0
渡嘉敷村													0
北大東村													0
南大東村													0
西原町					8								8
与那原町						1							1
南風原町													0
豊見城市													0
南城市				5					4				9
八重瀬町													0
糸満市													0
合計	3	18	17	10	24	1	2	29	5	9	0	13	131

(9)返還猫頭数 /市町村・月別

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
国頭村													0
大宜味村													0
東村													0
今帰仁村													0
本部町													0
名護市													0
伊平屋村													0
伊是名村													0
伊江村													0
宜野座村													0
恩納村													0
金武町													0
読谷村													0
うるま市	1					1	1		1	1	1	2	8
嘉手納町													0
沖縄市			1								1		2
北谷町													0
宜野湾市	5		3										8
北中城村													0
中城村													0
浦添市													0
粟国村													0
久米島町													0
渡名喜村													0
座間味村													0
渡嘉敷村													0
北大東村													0
南大東村													0
西原町	1												1
与那原町													0
南風原町													0
豊見城市													0
南城市													0
八重瀬町													0
糸満市													0
合計	7	0	4	0	0	1	1	0	1	1	2	2	19

３　動物取扱業、特定動物飼養・保管監視業務

動物取扱業、特定動物飼養・保管監視業務

当センターでは、『動物の愛護及び管理に関する法律』第10条の規定に基づく**動物取扱業**※1**(販売、保管、貸出し、訓練、展示)**の登録、監視業務および同法律第26条の規定に基づく特定動物※2の飼養・保管の許可、監視業務を行っています。

※1　畜産業に係わるもの等一部を除く、ほ乳類、鳥類、は虫類に属するものに限る。

※2　人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物として政令で定める動物。

(1)動物取扱業の登録総数

※沖縄県動物愛護管理センター管轄区域内登録総数。以下同様。

	総施設数	業種別内訳				
		販売	保管	貸出し	訓練	展示
登録数	399	214	186	10	22	70

※ 1施設で複数の業種を登録している場合があるので、総施設数と業種別内訳合計とは一致しません。

(2)販売業のうち、主として取り扱う動物の種類、ならびに登録施設数

哺乳類		鳥類			爬虫類	
動物種	登録	動物種		登録	動物種	登録
犬	158	穀食性鳥類	インコ・オウム	26	カメ	42
猫	30		フィンチ・カナリヤ	12		
ウサギ	20		ハト	2	トカゲ	23
げっ歯類	25		キジ・ニワトリ	1		
イタチ・フェレット	13		水鳥	1	ヘビ	18
サル類	2	軟食鳥類		4		
その他	5	猛禽類		1	ワニ	1

※ 1施設で複数の動物種を取り扱っている場合があるので、総施設数とは一致しません。

(3)研修会出席人数

○ 動物取扱責任者研修(平成26年4月～平成27年3月／計10回開催) ： 延べ 629 名

(4)勧告・命令等件数

種動物取扱業者										
法第22条第1項・第3項に基づく勧告数	法第22条の6第2項に基づく勧告数	法第23条第1項・第2項に基づく勧告数	法第23条第3項に基づく措置命令数	法第24条第1項に基づく立入検査件数	法第24条第1項に基づく立入検査件数（施設数）	法第19条に基づく業務停止命令数	法第19条に基づく登録取消命令数	周辺生活環境の保全		
								法第25条第1項に基づく勧告数	法第25条第2項に基づく措置命令数	法第25条第3項に基づく命令、勧告数
4	28	0	0	100	76	0	0	0	0	0

告発件数						
無登録営業	生活環境	みだりな殺傷等			特定動物	
	法第46条の2(法第25条第2項、3項)関係（命令違反）	法第44条第1項（みだりな殺傷）	法第44条第1項（虐待）	法第44条第3項（遺棄）	無許可飼養	その他
0	0	0	0	0	0	0

(5)特定動物の飼養許可状況

	特定動物	許可頭数	飼養保管目的別施設数				
	種類		愛がん	販売	展示	試験研究等	その他
哺乳類	クモザル全種	6		2	2		2
	パタスモンキー	1		1	1		1
	マカク属全種	9		1	2		1
	マンドリル属全種	1		1	1		1
	チンパンジー属	1		1	1		1
	くま科全種	1			1		
	ヒョウ属全種	1		1	1		1
	ぞう科全種	3		1	1		1
	かば科全種	2		1	1		1
	キリン属	2		1	1		1
鳥類	ひくいどり科全種	2		2	2		2
爬虫類	かみつきがめ科全種	18	6	3	5		2
	どくとかげ科全種	3	1	1	1		1
	にしきへび科	57	2	3	3		3
	ボア科	48	1	3	5		3
	コブラ科全種	153	1	1	2	1	1
	くさりへび科全種（タイワンハブ除く）	677	1	3	12	2	2
	アリゲーター科全種	12	2	2	2		2
	クロコダイル科全種	4		1	1		1

Ⅲ　資料

初めての妊娠・出産は犬種によりますが、生後6～7ヶ月齢頃からです
1回の出産で生まれる仔犬は4～6匹くらいですが、犬種によっては（特に大型犬は）10匹以上になることもあります
もし仔犬の半分がメスだったら，1年間で多くて30匹くらいに増えます
飼い犬に避妊・去勢手術を受けさせましょう
年2回仔犬を産みます
その年1回目の出産
その年2回目の出産

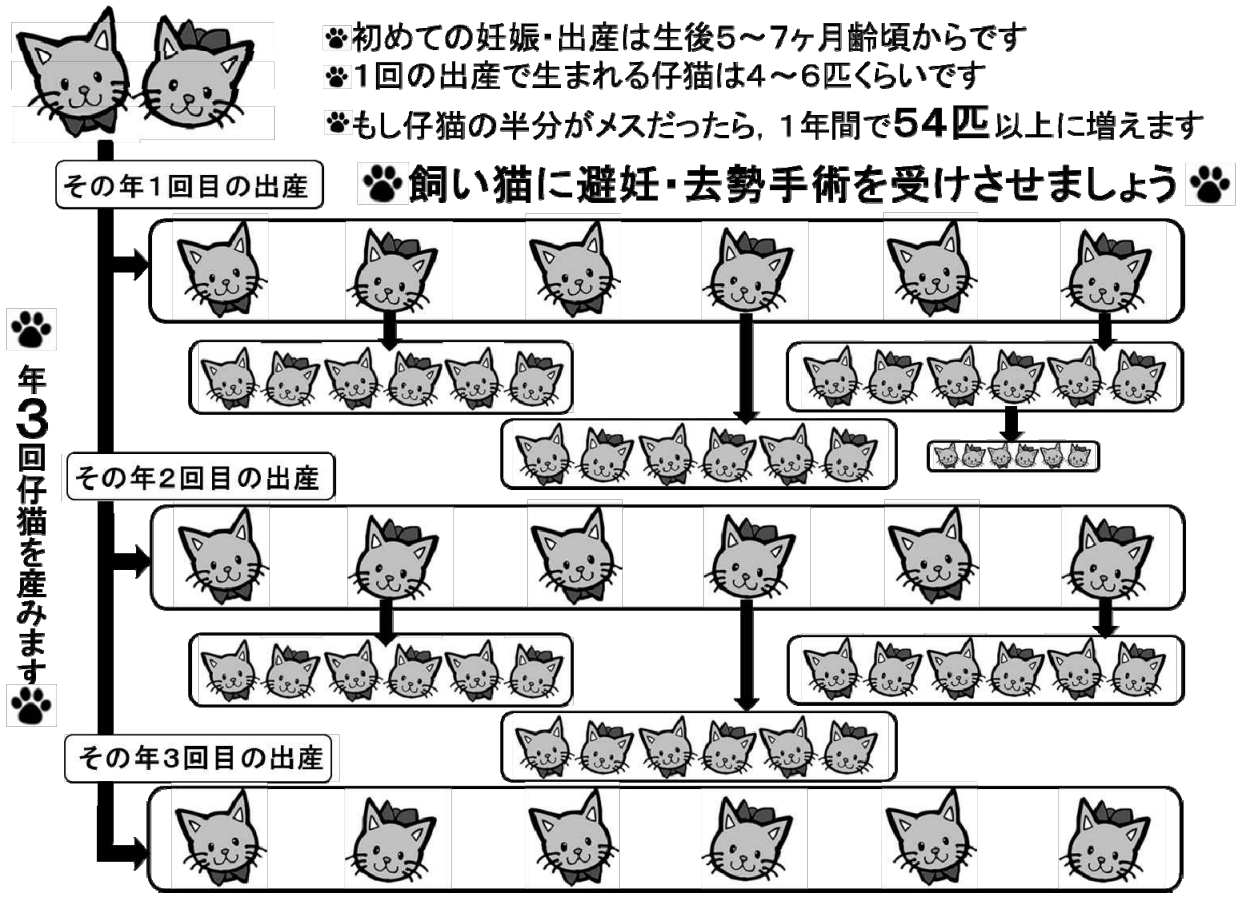
初めての妊娠・出産は生後5～7ヶ月齢頃からです
1回の出産で生まれる仔猫は4～6匹くらいです
もし仔猫の半分がメスだったら，1年間で54匹以上に増えます
飼い猫に避妊・去勢手術を受けさせましょう
年3回仔猫を産みます
その年1回目の出産
その年2回目の出産
その年3回目の出産

1　県統計

(1)県内年度別犬の登録及び抑留並びに措置状況

年度	新規登録頭数	予防注射済票交付数		抑留状況					抑留犬の措置		
				捕獲成犬頭数(負傷含む)	保護幼犬頭数(負傷含む)	引取成犬頭数	引取幼犬頭数	計	返還	譲渡	殺処分
5	14,304	14,170		6,956		7,421		14,377	559	1,335	12,483
6	15,296	15,199		7,148		7,914		15,062	615	1,335	13,112
7	22,466	22,188		8,369		9,841		18,210	775	1,062	16,373
8	7,581	21,267		7,939		10,450		18,389	873	799	16,717
9	8,048	22,901		8,282		7,315		15,597	962	577	14,058
10	7,877	25,788		8,238		6,327		14,565	932	431	13,202
11	7,720	28,209		7,998		5,575		13,573	979	403	12,191
12	6,695	27,786		7,243		5,252		12,495	784	394	11,317
13	7,413	28,690		6,696		4,512		11,208	694	345	10,169
14	5,789	28,751		6,569		3,097		9,666	728	395	8,543
15	5,235	28,546		6,116		2,940		9,056	677	423	7,956
16	6,407	31,721		5,803		2,622		8,425	647	659	7,119
17	5,607	30,540		4,926		2,314		7,240	552	297	6,391
18	5,548	30,591		4,893		2,380		7,273	504	370	6,399
19	6,916	33,475		4,351		2,080		6,431	530	344	5,557
20	6,803	35,230		3,037	743	1,407	438	5,625	446	316	4,848
	(宮古:160)(八重山:438)	(宮古:1,092)(八重山:2,020)		(宮古:187)(八重山:119)	(宮古:10)(八重山:28)	(宮古:29)(八重山:133)	(宮古:0)(八重山:5)	(宮古:226)(八重山:285)	(宮古:14)(八重山:36)	(宮古:13)(八重山:23)	(宮古:29)(八重山:20)
21	5,899	35,326		2,941	631	543	123	4,238	449	361	3,868
	(宮古:287)(八重山:379)	(宮古:1,197)(八重山:2,010)		(宮古:286)(八重山:125)	(宮古:9)(八重山:52)	(宮古:18)(八重山:71)	(宮古:0)(八重山:11)	(宮古:313)(八重山:259)	(宮古:38)(八重山:29)	(宮古:13)(八重山:33)	(宮古:35)(八重山:16)
22	5,911	34,529		2,754	536	276	78	3,644	465	267	2,645
	(宮古:280)(八重山:341)	(宮古:1,195)(八重山:2,032)		(宮古:216)(八重山:116)	(宮古:27)(八重山:19)	(宮古:7)(八重山:42)	(宮古:7)(八重山:44)	(宮古:257)(八重山:221)	(宮古:42)(八重山:36)	(宮古:9)(八重山:52)	(宮古:11)(八重山:6)
23	6,055	34,309		2,398	459	268	89	3,214	444	391	2,390
	(宮古:264)(八重山:344)	(宮古:1,273)(八重山:2,129)		(宮古:132)(八重山:125)	(宮古:33)(八重山:40)	(宮古:6)(八重山:48)	(宮古:8)(八重山:12)	(宮古:179)(八重山:225)	(宮古:22)(八重山:31)	(宮古:8)(八重山:58)	(宮古:17)(八重山:17)
24	5,771	33,976		2,412	482	446	111	3,451	514	472	2,513
	(宮古:285)(八重山:310)	(宮古:1,386)(八重山:2,039)		(宮古:216)(八重山:116)	(宮古:217)(八重山:61)	(宮古:21)(八重山:32)	(宮古:1)(八重山:25)	(宮古:282)(八重山:289)	(宮古:29)(八重山:56)	(宮古:13)(八重山:47)	(宮古:67)(八重山:32)
25	5,476	33,453		1,806	347	294	87	2,534	404	371	1,734
	(宮古:208)(八重山:284)	(宮古:1,329)(八重山:1,904)		(宮古:252)(八重山:94)	(宮古:22)(八重山:17)	(宮古:21)(八重山:26)	(宮古:3)(八重山:2)	(宮古:298)(八重山:139)	(宮古:41)(八重山:43)	(宮古:11)(八重山:49)	(宮古:47)(八重山:3)

年度	新規登録頭数	予防注射済票交付数	収容状況						収容犬の措置		
			負傷	所有者不明引取		飼い主からの引取		計	返還	譲渡	殺処分
				成熟個体	幼齢個体	成熟個体	幼齢個体				
26	5,528	33,554	24	1,909	176	215	14	2,338	366	445	1,528
	(宮古:281)(八重山:345)	(宮古:1341)(八重山:2105)	(宮古:3)(八重山:5)	(宮古:286)(八重山:79)	(宮古:48)(八重山:33)	(宮古:15)(八重山:8)	(宮古:7)(八重山:7)	(宮古:361)(八重山:132)	(宮古:30)(八重山:39)	(宮古:14)(八重山:81)	(宮古:315)(八重山:13)

※(　)内は宮古福祉保健所及び八重山保健所における頭数(内数)を示しています。
※宮古保健所および八重山保健所における殺処分頭数(内数)には殺処分の為に当センターに移送した頭数を含みません(平成20～25年度)
※宮古保健所および八重山保健所における殺処分頭数(内数)には殺処分の為に当センターに移送した頭数を含みます(平成26年度～)
※那覇市で捕獲、保護、引取された犬に関する数値は含まれておりません(平成25年度～)

(2)県内の犬による咬傷事故届出件数(年度別)

人身に危害を加えた犬は狂犬病の検診を行う等、必要な手続きを取っています。

	被咬傷者数	咬傷犬頭数	検診頭数	咬傷事故等の苦情
平成17年度	77	71	24	
平成18年度	105	101	101	
平成19年度	146	142	142	
平成20年度	108 (宮古:37) (八重山:21)	108 (宮古:23) (八重山:21)	93	
平成21年度	120 (宮古:27) (八重山:22)	125 (宮古:30) (八重山:22)	97	
平成22年度	116 (宮古:31) (八重山:25)	114 (宮古:32) (八重山:24)	124 (宮古:35) (八重山:24)	
平成23年度	86 (宮古:22) (八重山:33)	86 (宮古:20) (八重山:33)	72 (宮古:16) (八重山:25)	136 (宮古:8) (八重山:33)
平成24年度	116 (宮古:25) (八重山:30)	115 (宮古:25) (八重山:31)	97 (宮古:18) (八重山:25)	165 (宮古:4) (八重山:30)
平成25年度	132 (宮古:31) (八重山:29)	130 (宮古:31) (八重山:31)	116 (宮古:22) (八重山:29)	240 (宮古:17) (八重山:32)
平成26年度	98 (宮古:15) (八重山:26)	100 (宮古:16) (八重山:26)	87 (宮古:11) (八重山:23)	225 (宮古:15) (八重山:31)

※(　)内は宮古保健所及び八重山保健所における件数(内数)です。

(3)平成26年度県内の犬猫の収容および措置状況

			動物愛護管理センター		宮古福祉保健所		八重山福祉保健所		沖縄県	
犬	飼い主からの引取	成熟	192	192	15	22	8	15	215	229
		幼齢	0		7		7		14	
	所有者不明引取	成熟（捕獲）	1544(1354)	1639	286(286)	334	79(47)	112	1909(1687)	2085
		幼齢	95		48		33		176	
	負傷		16		3		5		24	
	計		1,847		359		132		2,338	
	センターへの移送				184		6		190	
	返還		297		30		39		366	
	譲渡		350		14		81		445	
	殺処分		1,200		315		13		1,528	
猫	飼い主からの引取	成熟	131	131	1	1	0	0	132	132
		幼齢	0		0		0		0	
	所有者不明引取	成熟	1,680	2,315	8	35	4	25	1,692	2,375
		幼齢	635		27		21		683	
	負傷		44		4		4		52	
	計		2,490		40		29		2,559	
	センターへの移送				3		6		9	
	返還		19		0		0		19	
	譲渡		101		0		11		112	
	殺処分		2,370		40		17		2,427	

２　市町村別依頼・相談・苦情状況

当センターのみならず、各市町村担当課においても市町村民からの愛玩動物等に関する相談や不適正飼養により生じる近隣住民からの生活環境に関する苦情への対応等を行っています。

(1)犬に関する依頼・相談・苦情件数(市町村別)

市町村	放飼犬取締依頼	野犬捕獲依頼	行方不明犬問合せ	居住環境の苦情	家畜・作物等の被害	引取り依頼	負傷犬収容依頼	死亡犬収容依頼	飼い方しつけ方健康相談	その他	合計
国頭村	2	9	2	0	0	0	0	0	0	0	13
大宜味村	0	8	0	0	0	5	0	0	0	0	13
東村	10	9	1	6	1	4	0	0	0	0	31
今帰仁村	4	13	11	1	0	11	1	4	2	22	69
本部町	12	33	7	18	0	23	1	5	0	1	100
名護市	50	144	20	0	0	7	0	12	0	0	233
伊平屋村	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	4
伊是名村	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4
伊江村	0	36	2	11	2	6	0	0	0	0	57
宜野座村	0	8	6	0	0	5	0	1	0	0	20
恩納村	3	18	12	5	0	0	0	4	0	0	42
金武町	2	38	3	8	0	0	0	6	0	1	58
読谷村	10	78	35	24	0	3	3	9	2	0	164
うるま市	58	144	187	63	3	75	4	128	24	183	869
嘉手納町	1	10	19	2	0	3	0	25	0	0	60
沖縄市	49	54	10	74	1	8	6	15	0	62	279
北谷町	0	19	54	26	0	6	1	3	22	28	159
宜野湾市	13	16	91	49	0	14	1	6	57	0	247
北中城村	19	5	13	11	0	0	0	4	0	0	52
中城村	8	24	11	35	0	4	0	3	8	1	94
浦添市	12	40	60	34	0	0	0	29	38	3	216
那覇市	40	72	67	89	0	9	33	12	4	202	528
粟国村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久米島町	11	21	7	5	0	28	1	2	0	0	75
渡名喜村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
渡嘉敷村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
座間味村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北大東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南大東村	7	5	1	0	1	6	0	0	1	1	22
西原町	23	34	48	9	0	0	0	9	1	0	124
与那原町	1	8	6	4	0	2	0	4	0	2	27
南風原町	1	13	25	6	0	12	1	0	1	0	59
南城市	15	85	22	5	3	1	0	3	4	5	143
豊見城市	9	48	39	12	0	1	1	6	0	8	124
八重瀬町	10	27	12	9	0	27	1	2	5	10	103
糸満市	1	8	25	0	0	13	0	8	14	2	71
宮古島市	39	174	2	185	10	10	0	5	38	0	463
多良間村	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
石垣市	5	1	4	5	0	0	0	77	0	0	92
竹富町	2	0	0	1	0	1	0	0	2	0	6
与那国町	5	2	1	3	0	3	0	1	2	0	17
合計	425	1,204	803	701	21	293	54	383	225	531	4,640

(2)猫に関する依頼・相談・苦情件数(市町村別)

市町村	行方不明問い合わせ依頼	居住環境の苦情	家畜・作物等の被害	引取り依頼	負傷収容依頼	死体収容依頼	飼い方・しつけ方・健康相談等	その他	合計
国頭村	1	9	0	0	0	0	0	0	10
大宜味村	0	5	0	16	2	0	0	0	23
東村	1	2	0	2	0	0	0	0	5
今帰仁村	0	2	0	14	1	6	0	4	27
本部町	3	14	0	12	3	6	0	0	38
名護市	2	0	0	24	0	113	0	0	139
伊平屋村	0	0	0	0	0	2	0	0	2
伊是名村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊江村	0	5	0	0	0	16	0	0	21
宜野座村	1	15	1	5	1	3	3	0	29
恩納村	3	7	0	61	0	10	0	0	81
金武町	0	7	38	23	23	7	0	0	98
読谷村	17	34	0	38	1	127	0	0	217
うるま市	36	94	1	359	7	666	17	98	1,278
嘉手納町	0	1	0	16	0	131	0	0	148
沖縄市	0	33	0	2	28	980	0	22	1,065
北谷町	11	31	1	44	7	199	0	18	311
宜野湾市	9	23	0	178	10	350	24	0	594
北中城村	2	12	0	65	0	43	0	0	122
中城村	1	10	0	11	0	33	0	0	55
浦添市	19	46	0	90	0	525	28	1	709
那覇市	29	254	0	66	93	786	1	99	1,328
粟国村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久米島町	6	5	0	65	0	20	0	0	96
渡名喜村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
渡嘉敷村	0	1	0	0	0	0	0	1	2
座間味村	0	1	0	0	0	0	0	0	1
北大東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南大東村	2	31	5	87	0	10	0	0	135
西原町	3	11	1	74	0	125	4	0	218
与那原町	1	12	0	8	4	71	1	0	97
南風原町	2	9	0	19	11	93	0	0	134
南城市	1	9	1	21	0	86	0	4	122
豊見城市	5	7	0	32	2	179	0	2	227
八重瀬町	4	5	0	28	1	87	0	0	125
糸満市	0	0	0	120	0	267	0	0	387
宮古島市	0	5	0	0	2	0	0	0	7
多良間村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石垣市	1	5	0	1	0	98	0	0	105
竹富町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
与那国町	0	7	0	0	0	5	1	0	13
合計	160	712	48	1,481	196	5,044	79	249	7,969

(3)犬猫以外の動物に関する依頼・相談・苦情件数(市町村別)

市町村	行方不明問合せ依頼	居住環境の苦情	家畜・作物等の被害	引き取り依頼	負傷動物の収容依頼	死亡動物の収容依頼	飼い方・しつけ方・健康相談等	その他	収容した動物の種類	合計
国頭村	0	0	0	0	0	0	0			0
大宜味村	0	0	0	0	0	0	0			0
東村	0	0	0	0	0	0	0			0
今帰仁村	0	0	1	0	0	0	0			1
本部町	0	0	0	0	0	0	0			0
名護市	0	0	0	0	2	0	0			2
伊平屋村	0	0	0	1	0	0	0			1
伊是名村	0	0	0	0	0	0	0			0
伊江村	0	0	0	0	0	0	0			0
宜野座村	0	0	1	0	2	0	0			3
恩納村	0	0	0	6	0	7	0			13
金武町	1	22	3	38	6	91	5	9	白鷹、タイワンスジオ	175
読谷村	0	0	0	0	0	0	0			0
うるま市	1	22	3	38	6	91	5	147	ヘビ、鳥(不明)、ウサギ、マングース、カメ	313
嘉手納町	0	0	0	1	1	18	0	18	カメ、アカショウビン、ハト、イグアナ、スジオ、ツバメ、アカマタ、ハブ、鳥(不明)	38
沖縄市	0	103	2	32	8	37	0			182
北谷町	2	2	0	10	4	30	0	27	マングース、鳥(不明)、ネズミ、フトアゲヒケトカゲ、スッポン、ヒヨドリ、ハト、オオバン、シャモ	75
宜野湾市	1	7	0	3	2	39	4	34	アカショウビン、鳥(不明)、ハト、ハブ、アカマタ、イソヒヨドリ、ネズミ、コウモリ、リュウキュウヘビ、シロサギ	90
北中城村	0	0	0	1	0	7	0			8
中城村	0	0	0	1	0	1	0			2
浦添市	1	0	0	0	2	73	0			76
那覇市	7	4	0	7	6	59	0	29	ハムスター、セキセイインコ、アヒル、ドバト、ミドリガメ、スッポン、ニワトリ、フェレット、アヒル、キジバト、サザナミインコ	112
粟国村	0	0	0	0	0	0	0			0
久米島町	0	0	0	0	1	1	0			2
渡名喜村	0	0	0	2	0	0	0			2
渡嘉敷村	0	0	0	0	0	0	0			0
座間味村	0	0	0	0	0	0	0			0
北大東村	0	0	0	0	0	0	0			0
南大東村	0	0	0	0	5	1	13	6		25
西原町	0	3	0	4	0	0	0	13	カメ、キジバト、シロサギ、鳥(不明)	20
与那原町	0	0	0	0	1	5	0	5	ハブ、アオヘビ、カメ、アヒル	11
南風原町	0	5	0	4	3	3	0	8	ハト、ネズミ、エイ、カメ、ハブ	23
南城市	2	0	0	0	0	20	0	2	ハト	24
豊見城市	3	21	0	5	2	7	0			38
八重瀬町	0	0	0	0	0	0	0	19	ハブ、ハト、イノブタ、スッポン、ハブ、ニワトリ、ブタ、カラス、カメ、オオバン、マングース、鳥(不明)、クジラ	19
糸満市	0	0	0	0	0	0	0	15	ハチ、カメ、アヒル、ハト、コガモ、カモ	15
宮古島市										0
多良間村										0
石垣市	3	0	0	0	0	5	0	0		8
竹富町	0	0	0	0	0	0	0	0		0
与那国町	0	0	0	0	0	0	0	1		1
合計	21	189	10	153	51	495	27	333		1,279

※ 「その他」の欄には犬猫以外の動物の収容頭数を示しています。

3　要領

沖縄県犬咬傷事故対策実施要領

（目的）

第1条　この要領は、犬による咬傷事故発生時における咬傷犬の確保（捕獲・抑留、保管・管理及び隔離等。以下同じ。）、被咬傷者に対する適切な治療に係る指導・助言及び犬の飼い主への指導に関し必要な事項を定め、咬傷事故対策が迅速かつ円滑に実施できるよう定めるものとする。

（定義）

第2条　本要領において「咬傷犬」とは、人に対し、咬傷を加えた犬で、咬傷以外の方法で危害を加えたものは除く。

2　本要領において、「被咬傷者」とは、犬による咬傷を受けた人で、咬傷以外の方法で危害を受けたものは除く。

（咬傷事故発生届）

第3条　狂犬病予防員は、咬傷事故の発生を探知した場合、様式1の咬傷事故発生届を作成するものとする。

（関係機関への連絡）

第4条　咬傷事故発生届を受けた動物愛護管理センター所長、宮古保健所長及び八重山保健所長（以下「所長」という。）は、速やかに薬務衛生課及び当該事故のあった市町村並びに必要に応じて警察署等関係機関に連絡するものとする。本連絡は様式1の咬傷事故発生届により行い、必要に応じ別葉を作成する。

2　所長は咬傷事故の内容が重大かつ更に危害の発生が予想されるときは、現地対策本部を設置し咬傷事故の処理にあたるものとする。

3　薬務衛生課長は咬傷事故の内容が重大かつ更に危害の発生が予想されるときは、緊急対策本部を設置し、現地対策本部と連携して咬傷事故の処理にあたるものとする。

（調査及び咬傷犬の捕獲等）

第5条　狂犬病予防員は、咬傷事故発生時には市町村との連携を密にし、咬傷犬の捕獲等及び咬傷事故の調査を行うものとする。

2　咬傷事故を調査した狂犬病予防員は、被咬傷者に対し局所の処置及び医療機関の受診（厚生省公衆衛生局長通知（昭和28年2月23日付け衛発第115号）を参照。）について指導するとともに、狂犬病に関する必要な情報提供を行うものとする。

3　犬の飼い主が明らかなものについては、登録及び狂犬病予防注射の有無、咬傷歴等について確認するものとする。

（指導等）

第6条　所長は、事故の再発を防止するため、狂犬病予防員に、咬傷犬の飼い主に対して「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」（平成14年5月28日環境省告示第37号）に準じた適正飼養の指導を行わせるものとする。

2　狂犬病予防員は、咬傷犬の飼い主に対して指導を行う際は、市町村と連携しておこなうものとする。

（咬傷犬の検診）

第7条　所長は、飼い主が明らかで、引き続き飼養を継続する犬については、狂犬病予防員に狂犬病の有無について検診させるものとする。

2　所長は、飼い主が不明なとき、または、飼い主が明らかであっても継続して飼養しない犬にあっては、動物愛護管理センター、宮古保健所及び八重山保健所においてその検診を行い、必要に応じ動物愛護管理センターに移送して検診を行うものとする。移送して検診を行う場合、保健所長は様式2により動物愛護管理センター所長あて検診を依頼し、動物愛護管理センター所長は様式3により検診結果を保健所長あて報告する。

3　咬傷犬の狂犬病検診に関する事項については、別に定める。

4　狂犬病予防員は検診終了後、様式4の咬傷犬検診結果診断書を作成するものとする。また、検診結果については、被咬傷者あて通知するものとする。

（啓発及び教育）

第8条　県及び市町村は咬傷事故の発生を未然に防止するため、犬の飼い主及び地域住民に対し犬の適正飼養管理及び咬傷事故防止のための普及啓発資材（ポスター、パンフレット等）を作成・配布する等の啓発活動を実施するものとする。

（報告）

第9条　所長は、咬傷事故の処理が完結した場合は、様式5により薬務衛生課長へ速やかに報告するものとする。

2　添付書類は次のとおりとする。

(1)　咬傷事故発生届（様式1）必要事項を全て記載したもの

(2)　咬傷犬検診結果診断書（様式4）または咬傷犬検診結果報告書（様式3）の写し

(3)　その他

附則（平成9年3月24日環生第2447-2号）

この要領は、平成9年3月24日から施行する。

附則（平成13年1月4日福薬第2150号）

この要領は、平成13年1月4日から施行する。

附則（平成19年7月23日福薬第1318号）

この要領は、平成 19 年 7 月 23 日から施行する。

闘犬種等適正飼養管理指導要領

（目的）

第1条　この要領は、闘犬種及び大型犬種等の適正飼養管理についての指導基準を定めることにより、咬傷事故による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を未然に防止することを目的とする。

（定義）

第2条　この要領における用語の意義は、それぞれ以下のとおり定める。

(1)　この要領のうち闘犬種等とは、闘犬種及び大型犬種をいう。

(2)　この要領のうち闘犬種とは、アメリカン・スタッフォードシャー・ブル・テリア（アメリカン・ピットブル・テリア）、土佐犬等をいう。

(3)　この要領のうち大型犬種等とは、おおむね体高55cm以上の犬をいう。

(4)　この要領のうち飼い主とは、闘犬種等を飼養しているものをいう。

(5)　この要領のうち管理者とは、飼い主から闘犬種等の飼養管理を任されているものをいう。

（飼養の基本事項）

第3条　狂犬病予防員（以下「予防員」という。）は、闘犬種等の健康及び安全を保持するために次の各号に掲げる事項を飼い主または管理者に遵守させるよう指導しなければならない。

(1)　種類、発育状況等に応じて適正に飼料及び水を与えること。

(2)　外部寄生虫の防除、疾病の予防等健康管理に努めること。

(3)　種類、発育状況、健康状態等に応じて適正な運動をさせること。

(4)　種類、習性及び飼養頭数、飼養目的等を考慮し、必要な保管施設を設けること。

(5)　汚物及び排水の処理等施設を常に清潔にし、悪臭等の発生防止に努めること。

（危害防止）

第4条　闘犬種等は、咬傷事故を起こした場合、その被害が重大となる可能性があることから、予防員は次の各号に掲げる危害防止対策を、飼い主に対し遵守するよう指導しなければならない。

(1)　人畜、その他に害を加えるおそれのない場所または方法で訓練し、若しくは移動または運動させるとき以外は檻から出してはならないこと。

(2)　これを制御することができる者でなければ、連れ出してはならないこと。

(3)　連れ出す場合には、咬傷事故防止用口輪等を装着すること。

（飼養施設の基準）

第5条　予防員は、次の各号に掲げる事項を飼い主に遵守するよう指導しなければならない。

(1)　闘犬種は、檻飼いを原則とし、逸走防止のため鎖等で係留すること。

(2)　檻は、施錠できるものであることとし、鍵の管理は飼い主又は管理者が行うこと。

(3)　檻の設置場所は、公路を通行する人が接触しない場所で、かつ、飼い主及び管理者以外の人が容易に立ち入れない場所であること。

(4)　人目につきやすい場所に闘犬種等の飼養をしめす表示すること。

（繁殖の制限）

第6条　予防員は、繁殖を希望しない飼い主に対しては、去勢手術、避妊手術等繁殖制限の措置を行うよう努めさせなければならない。

（附則）

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

４　関係機関連絡先一覧

機関名	電話番号	主管課	郵便番号	所在地
沖縄県	098－866－2243	沖縄県　自然保護緑化推進課	900－8570	那覇市泉崎1丁目2番2号
国頭村	0980－41－2765	国頭村役場　福祉課	905－1495	国頭郡国頭村字辺土名121番地
大宜味村	0980－44－3280	大宜味村役場　建設環境課	905－1392	国頭郡大宜味村字大兼久157番地
東村	0980－43－2205	東村役場　建設環境課	905－1292	国頭郡東村字平良804番地
今帰仁村	0980－56－4189	今帰仁村役場　福祉保健課	905－0492	国頭郡今帰仁村字仲宗根219番地
本部町	0980－47－5602	本部町役場　保険予防課	905－0292	国頭郡本部町字東5番地
名護市	0980－52－0003	名護市役所　環境対策課	905－0006	名護市字茂佐1710番地の3
恩納村	098－966－1205	恩納村役場　村民課	904－0492	国頭郡恩納村字恩納2451番地
宜野座村	098－968－8501	宜野座村役場　村民生活課	904－1392	国頭郡宜野座村字宜野座296番地
金武町	098－968－2460	金武町役場　住民生活課	904－1292	国頭郡金武町字金武1番地
読谷村	098－982－9214	読谷村役場　健康環境課	904－0392	中頭郡読谷村字座喜味2901番地
沖縄市	098－939－1212	沖縄市役所　環境課	904－8501	沖縄市仲宗根町26番1号
うるま市	098－973－5594	うるま市役所　環境課	904－2292	うるま市みどり町1丁目1番1号
嘉手納町	098－956－1111	嘉手納町役場　産業環境課	904－0293	中頭郡嘉手納町字嘉手納588番地
北谷町	098－982－7033	北谷町役場　保健衛生課	904－0192	中頭郡北谷町字桑江226番地
北中城村	098－935－2233	北中城村役場　生活環境課	901－2392	中頭郡北中城村字喜舎場426番地の2
中城村	098－895－2131	中城村役場　住民生活課	901－2493	中頭郡中城村字当間176番地
宜野湾市	098－893－4411	宜野湾市役所　環境対策課	901－2710	宜野湾市野嵩1丁目1番1号
浦添市	098－876－1234	浦添市役所　環境保全課	901－2501	浦添市安波茶1丁目1番1号
那覇市	098－951－1530	那覇市役所　環境衛生課	901－1105	南風原町字新川641番地 エコマール那覇プラザ棟4階
西原町	098－945－5018	西原町役場　町民生活課	903－0220	中頭郡西原町字嘉手苅112番地
与那原町	098－945－4688	与那原町役場　農水環境安全課	901－1392	島尻郡与那原町字上与那原16番地
南風原町	098－889－1797	南風原町役場　住民環境課	901－1195	島尻郡南風原町字兼城686番地
南城市	098－946－8981	南城市役所　生活環境課	901－1292	南城市大里字仲間807番地
豊見城市	098－850－5520	豊見城市役所　生活環境課	901－0292	豊見城市字翁長854番地の1
八重瀬町	098－998－8203	八重瀬町役場　住民環境課	901－0592	島尻郡八重瀬町字具志頭659番地
糸満市	098－840－8124	糸満市役所　市民生活環境課	901－0392	糸満市潮崎町1丁目1番地
伊平屋村	0980－46－2142	伊平屋村役場　住民課	905－0793	島尻郡伊平屋村字我喜屋251番地
伊是名村	0980－45－2004	伊是名村役場　建設環境課	905－0695	島尻郡伊是名村字仲田1203番地
伊江村	0980－49－3162	伊江村役場　建設課	905－0592	国頭郡伊江村字東江前38番地
粟国村	098－988－2017	粟国村役場　民生課	901－3792	島尻郡粟国村字東367番地
渡名喜村	098－989－2317	渡名喜村役場　民生課	901－3692	島尻郡渡名喜村1917番地の3
座間味村	098－987－2311	座間味村役場　総務・福祉課	901－3496	島尻郡座間味村字座間味109番地
渡嘉敷村	098－987－2322	渡嘉敷村役場　民生課	901－3592	島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷183番地
久米島町	098－985－7126	久米島町役場　環境保全課	901－3192	島尻郡久米島町字比嘉2870番地
北大東村	09802－3－4055	北大東村役場　福祉衛生課	901－3992	島尻郡北大東村字中野218番地
南大東村	09802－2－2036	南大東村役場　福祉民生課	901－3895	島尻郡南大東村字南144番地の1
沖縄県警察本部	098－862－0110	生活安全課、会計課	900－0021	那覇市泉崎1丁目2番2号
本部警察署	0980－47－0110	生活安全課、会計課	905－0212	本部町大浜850番地の1
名護警察署	0980－52－0110	生活安全課、会計課	905－0021	名護市東江5丁目21番9号
石川警察署	098－964－4110	生活安全課、会計課	904－1101	うるま市石川東山本町1丁目1番1号
うるま警察署	098－973－0110	生活安全課、会計課	904－2224	うるま市大田100番地
嘉手納警察署	098－956－0110	生活安全課、会計課	904－0203	嘉手納町嘉手納560番地
沖縄警察署	098－932－0110	生活安全課、会計課	904－0021	沖縄市胡屋2丁目4番3号
宜野湾警察署	098－898－0110	生活安全課、会計課	901－2224	宜野湾市真志喜2丁目1番5号
浦添警察署	098－875－0110	生活安全課、会計課	901－2103	浦添市仲間2丁目51番1号
那覇警察署	098－836－0110	生活安全課、会計課	902－0076	那覇市与儀1丁目2番9号
与那原警察署	098－945－0110	生活安全課、会計課	901－1303	与那原町与那原3085番地
豊見城警察署	098－850－0110	生活安全課、会計課	901－0233	豊見城市瀬長17番地の8
糸満警察署	098－995－0110	生活安全課、会計課	901－0305	糸満市西崎1丁目4番2号

5　関係法令

狂犬病予防法

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第二条　この法律は、次に掲げる動物の狂犬病に限りこれを適用する。ただし、第二号に掲げる動物の狂犬病については、この法律の規定中第七条から第九条まで、第十一条、第十二条及び第十四条の規定並びにこれらの規定に係る第四章及び第五章の規定に限りこれを適用する。

一　犬

二　猫その他の動物(牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏及びあひる(次項において「牛等」という。)を除く。)であって、狂犬病を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定めるもの

2　犬及び牛等以外の動物について狂犬病が発生して公衆衛生に重大な影響があると認められるときは、政令で、動物の種類、期間及び地域を指定してこの法律の一部(前項第二号に掲げる動物の狂犬病については、同項ただし書に規定する規定を除く。次項において同じ。)を準用することができる。この場合において、その期間は、一年を超えることができない。

3　都道府県知事は、当該都道府県内の地域について、前項の規定によりこの法律の一部を準用する必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

（狂犬病予防員）

第三条　都道府県知事は、当該都道府県の職員で獣医師であるもののうちから狂犬病予防員(以下「予防員」という。)を任命しなければならない。

2　予防員は、その事務に従事するときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の求めにより、これを呈示しなければならない。

第二章　通常措置

（登録）

第四条　犬の所有者は、犬を取得した日(生後九十日以内の犬を取得した場合にあっては、生後九十日を経過した日)から 三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあっては、区長。以下同じ。)に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

2　市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。

3　犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかなければならない。

4　第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬の所有者は、犬が死亡したとき又は犬の所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地(犬の所在地を変更したときにあっては、その犬の新所在地) を管轄する市町村長に届け出なければならない。

5　第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について所有者の変更があつたときは、新所有者は、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

6　前各項に定めるもののほか、犬の登録及び鑑札の交付に関して必要な事項は、政令で定める。

（予防注射）

第五条　犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。)は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならない。

2　市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。

3　犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかなければならない。

（抑留）

第六条　予防員は、第四条に規定する登録を受けず、若しくは鑑札を着けず、又は第五条に規定する予防注射を受けず、若しくは注射済票を着けていない犬があると認めたときは、これを抑留しなければならない。

2　予防員は、前項の抑留を行うため、あらかじめ、都道府県知事が指定した捕獲人を使用して、その犬を捕獲することができる。

3　予防員は、捕獲しようとして追跡中の犬がその所有者又はその他の者の土地、建物又は船車内に入った場合において、 これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所(人の住居を除く。)に立ち入ることができる。但し、そ の場所の看守者又はこれに代るべき者が拒んだときはこの限りでない。

4　何人も、正当な理由がなく、前項の立入を拒んではならない。

5　第三項の規定は、当該追跡中の犬が人又は家畜をかんだ犬である場合を除き、都道府県知事が特に必要と認めて指定した期間及び区域に限り適用する。

6　第二項の捕獲人が犬の捕獲に従事するときは、第三条第二項の規定を準用する。

7　予防員は、第一項の規定により犬を抑留したときは、所有者の知れているものについてはその所有者にこれを引き取るべき旨を通知し、所有者の知れていないものについてはその犬を捕獲した場所を管轄する市町村長にその旨を通知しなければならない。

8　市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を二日間公示しなければならない。

9　第七項の通知を受け取った後又は前項の公示期間満了の後一日以内に所有者がその犬を引き取らないときは、予防員は、政令の定めるところにより、これを処分することができる。但し、やむを得ない事由によりこの期間内に引き取ることができない所有者が、その旨及び相当の期間内に引き取るべき旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。

10　前項の場合において、都道府県は、その処分によって損害を受けた所有者に通常生ずべき損害を補償する。

（輸出入検疫）

第七条　何人も、検疫を受けた犬等(犬又は第二条第一項第二号に掲げる動物をいう。以下同じ。)でなければ輸出し、又は輸入してはならない。

2　前項の検疫に関する事務は、農林水産大臣の所管とし、その検疫に関する事項は、農林水産省令でこれを定める。

第三章　狂犬病発生時の措置

（届出義務）

第八条　狂犬病にかかった犬等若しくは狂犬病にかかつた疑いのある犬等又はこれらの犬等にかまれた犬等については、これを診断し、又はその死体を検案した獣医師は、厚生労働省令の定めるところにより、直ちに、その犬等の所在地を管轄する保健所長にその旨を届け出なければならない。ただし、獣医師の診断又は検案を受けない場合においては、その犬等の所有者がこれをしなければならない。

2　保健所長は、前項の届出があつたときは、政令の定めるところにより、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

3　都道府県知事は、前項の報告を受けたときは、厚生労働大臣に報告し、且つ、隣接都道府県知事に通報しなければならない。

（隔離義務）

第九条　前条第一項の犬等を診断した獣医師又はその所有者は、直ちに、その犬等を隔離しなければならない。ただし、人命に危険があって緊急やむを得ないときは、殺すことを妨げない。

2　予防員は、前項の隔離について必要な指示をすることができる。

（公示及びけい留命令等）

第十条　都道府県知事は、狂犬病(狂犬病の疑似症を含む。以下この章から第五章まで同じ。)が発生したと認めたときは、直ちに、その旨を公示し、区域及び期間を定めて、その区域内のすべての犬に口輪をかけ、又はこれをけい留することを命じなければならい。

（殺害禁止）

第十一条　第九条第一項の規定により隔離された犬等は、予防員の許可を受けなければこれを殺してはならない。

（死体の引渡し）

第十二条　第八条第一項に規定する犬等が死んだ場合には、その所有者は、その死体を検査又は解剖のため予防員に引き渡さなければならない。ただし、予防員が許可した場合又はその引取りを必要としない場合は、この限りでない。

（検診及び予防注射）

第十三条　都道府県知事は、狂犬病が発生した場合において、そのまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、期間及び区域を定めて予防員をして犬の一せい検診をさせ、又は臨時の予防注射を行わせることができる。

（病性鑑定のための措置）

第十四条　予防員は、政令の定めるところにより、病性鑑定のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、犬等の死体を解剖し、又は解剖のため狂犬病にかかった犬等を殺すことができる。

2　前項の場合においては、第六条第十項の規定を準用する。

（移動の制限）

第十五条　都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、期間及び区域を定めて、犬又はその死体の当該都道府県の区域内における移動、当該都道府県内への移入又は当該都道府県外への移出を禁止し、又は制限することができる。

（交通のしゃ断又は制限）

第十六条　都道府県知事は、狂犬病が発生した場合において緊急の必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、期間を定めて、狂犬病にかかった犬の所在の場所及びその附近の交通をしゃ断し、又は制限することができる。但し、その期間は、七十二時間をこえることができない。

（集合施設の禁止）

第十七条　都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、犬の展覧会その他の集合施設の禁止を命ずることができる。

（けい留されていない犬の抑留）

第十八条　都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、予防員をして第十条の規定によるけい留の命令が発せられているにかかわらずけい留されていない犬を抑留させることができる。

2　前項の場合には、第六条第二項から第十項までの規定を準用する。

（けい留されていない犬の薬殺）

第十八条の二　都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため緊急の必要がある場合において、前条第一項の規定による抑留を行うについて著しく困難な事情があると認めるときは、区域及び期間を定めて、予防員をして第十条の規定によるけい留の命令が発せられているにかかわらずけい留されていない犬を薬殺させることができる。この場合において、都道府県知事は、人又は他の家畜に被害を及ぼさないように、当該区域内及びその近傍の住民に対して、けい留されていない犬を薬殺する旨を周知させなければならない。

2　前項の規定による薬殺及び住民に対する周知の方法は、政令で定める。

（厚生労働大臣の指示）

第十九条　厚生労働大臣は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため緊急の必要があると認めるときは、地域及び期間を限り、都道府県知事に第十三条及び第十五条から前条までの規定による措置の実施を指示することができる。

第四章　補則

（公務員等の協力）

第二十条　公衆衛生又は治安維持の職務にたずさわる公務員及び獣医師は、狂犬病予防のため、予防員から協力を求められたときは、これを拒んではならない。

（抑留所の設置）

第二十一条　都道府県知事は、第六条及び第十八条の規定により抑留した犬を収容するため、当該都道府県内に犬の抑留所を設け、予防員にこれを管理させなければならない。

第二十二条　削除

（費用負担区分）

第二十三条　この法律の規定の実施に要する費用は、次に掲げるものを除き、都道府県の負担とする。

第一　国の負担する費用

第七条の規定による輸出入検疫に要する費用(輸出入検疫中の犬等の飼養管理費を除く。)

第二　犬等の所有者の負担する費用

一　第四条の規定による登録の手続に要する費用

二　第五条及び第十三条の規定による犬の予防注射の費用

三　第六条及び第十八条の規定による犬の抑留中の飼養管理費及びその返還に要する費用

四　第七条の規定による輸出入検疫中の犬等の飼養管理費

五　第八条の規定による届出に要する費用

六　第九条の規定による隔離及び指示により行った処置に要した費用

（処分等の行為の承継人に対する効力）

第二十四条　この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分及び手続その他の行為は、当該行為の目的である犬等について所有権その他の権利を有する者の承継人に対しても、またその効力を有する。

（政令で定める市又は特別区）

第二十五条　この法律中「都道府県」又は「都道府県知事」とあるのは、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条 第一項の規定に基づく政令で定める市については、「市」若しくは「市長」又は「区」若しくは「区長」と読み替えるものとする。ただし、第八条第二項及び第 三項並びに第二十五条の三第一項の規定については、この限りでない。

（再審査請求）

第二十五条の二　前条の規定により地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区の長が行う処分(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務(次条において「第一号法定受託事務」という。)に係るものに限る。)についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

（事務の区分）

第二十五条の三　第二条第三項、第八条、第九条第二項、第十条から第十三条まで、第十四条第一項、第十五条から第十七条まで、第十八条第一項、同条第二項において準用する第六条第二項、第三項、第五項、第七項及び第九項並びに第十八条の二第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

2　第二条第三項、第八条第一項及び第二項、第九条第二項、第十条から第十三条まで、第十四条第一項、第十五条から第十七条まで、第十八条第一項、同条第二項において準用する第六条第二項、第三項、第五項及び第七項から第九項まで並びに第十八条の二第一項の規定により地 域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

3　第十八条第二項において準用する第六条第七項及び第八項の規定により市町村(地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市を除く。)が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

第五章　罰則

第二十六条　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第七条の規定に違反して検疫を受けない犬等(第二条第二項の規定により準用した場合における動物を含む。以下この条及び次条において同じ。)を輸出し、又は輸入した者

二　第八条第一項の規定に違反して犬等についての届出をしなかった者

三　第九条第一項の規定に違反して犬等を隔離しなかった者

第二十七条　次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一　第四条の規定に違反して犬(第二条第二項の規定により準用した場合における動物を含む。以下この条において同じ。)の登録の申請をせず、鑑札を犬に着けず、又は届出をしなかった者

二　第五条の規定に違反して犬に予防注射を受けさせず、又は注射済票を着けなかった者

三　第九条第二項に規定する犬等の隔離についての指示に従わなかった者

四　第十条に規定する犬に口輪をかけ、又はこれをけい留する命令に従わなかった者

五　第十一条の規定に違反して犬等を殺した者

六　第十二条の規定に違反して犬等の死体を引き渡さなかった者

七　第十三条に規定する犬の検診又は予防注射を受けさせなかった者

八　第十五条に規定する犬又はその死体の移動、移入又は移出の禁止又は制限に従わなかった者

九　第十六条に規定する犬の狂犬病のための交通のしゃ断又は制限に従わなかつた者

十　第十七条に規定する犬の集合施設の禁止の命令に従わなかった者

第二十八条　第十八条第二項において準用する第六条第四項の規定に違反した者は、拘留又は科料に処する。

動物の愛護及び管理に関する法律

※ 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律 平成24年9月4日公布

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

（基本原則）

第二条　動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2　何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

（普及啓発）

第三条　国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのつとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならない。

（動物愛護週間）

第四条　ひろく国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、動物愛護週間を設ける。

2　動物愛護週間は、九月二十日から同月二十六日までとする。

3　国及び地方公共団体は、動物愛護週間には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならない。

第二章　基本指針等

（基本指針）

第五条　環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2　基本指針には、次の事項を定めるものとする。

一　動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

二　次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

三　その他動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

3　環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4　環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（動物愛護管理推進計画）

第六条　都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（以下「動物愛護管理推進計画」という。）を定めなければならない。

2　動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。

一　動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針

二　動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項

三　災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項

四　動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備（国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。）に関する事項

3　動物愛護管理推進計画には、前項各号に掲げる事項のほか、動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項を定めるように努めるものとする。

4　都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

5　都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するように努めなければならない。

第三章　動物の適正な取扱い

第一節　総則

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第七条　動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2　動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3　動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4　動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。

5　動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

6　動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるように努めなければならない。

7　環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

（動物販売業者の責務）

第八条　動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に対し、当該動物の種類、習性、供用の目的等に応じて、その適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明をしなければならない。

2　動物の販売を業として行う者は、購入者の購入しようとする動物の飼養及び保管に係る知識及び経験に照らして、当該購入者に理解されるために必要な方法及び程度により、前項の説明を行うよう努めなければならない。

（地方公共団体の措置）

第九条　地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について動物の所有者又は占有者に対する指導をすること、多数の動物の飼養及び保管に係る届出をさせることその他の必要な措置を講ずることができる。

第二節　第一種動物取扱業者

（第一種動物取扱業の登録）

第十条　動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む。次項、第十二条第一項第六号及び第二十一条の四において同じ。）、保管、貸出し、訓練、展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む。次項及び第二十四条の二において同じ。）その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下この節及び第四十六条第一号において「第一種動物取扱業」という。）を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項 の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、その長とする。以下この節から第五節まで（第二十五条第四項を除く。）において同じ。）の登録を受けなければならない。

2　前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

二　事業所の名称及び所在地

三　事業所ごとに置かれる動物取扱責任者（第二十二条第一項に規定する者をいう。）の氏名

四　その営もうとする第一種動物取扱業の種別（販売、保管、貸出し、訓練、展示又は前項の政令で定める取扱いの別をいう。以下この号において同じ。）並びにその種別に応じた業務の内容及び実施の方法

五　主として取り扱う動物の種類及び数

六　動物の飼養又は保管のための施設（以下この節及び次節において「飼養施設」という。）を設置しているときは、次に掲げる事項

イ　飼養施設の所在地

ロ　飼養施設の構造及び規模

ハ　飼養施設の管理の方法

七　その他環境省令で定める事項

3　第一項の登録の申請をする者は、犬猫等販売業（犬猫等（犬又は猫その他環境省令で定める動物をいう。以下同じ。）の販売を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする場合には、前項各号に掲げる事項のほか、同項の申請書に次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一　販売の用に供する犬猫等の繁殖を行うかどうかの別

二　販売の用に供する幼齢の犬猫等（繁殖を併せて行う場合にあつては、幼齢の犬猫等及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養する犬猫等。第十二条第一項において同じ。）の健康及び安全を保持するための体制の整備、販売の用に供することが困難となつた犬猫等の取扱いその他環境省令で定める事項に関する計画（以下「犬猫等健康安全計画」という。）

（登録の実施）

第十一条　都道府県知事は、前条第二項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第二項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を第一種動物取扱業者登録簿に登録しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第十二条　都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、若しくは犬猫等販売業を営もうとする場合にあつては、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二　第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者

三　第十条第一項の登録を受けた者（以下「第一種動物取扱業者」という。）で法人であるものが第十九条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその第一種動物取扱業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

四　第十九条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

五　この法律の規定、化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）第十条第二号（同法第九条第五項 において準用する同法第七条 に係る部分に限る。）若しくは第三号 の規定又は狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第二十七条第一号 若しくは第二号 の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けること

がなくなつた日から二年を経過しない者
六　動物の販売を業として営もうとする場合にあつては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第五十七条の二（同法第十二条第一項（希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第五十八条第一号（同法第十八条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第二号（同法第十七条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第六十三条第五号（同法第二十一条第一項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）又は第二項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第六十五条第一項（同法第五十七条の二、第五十八条第一号若しくは第二号又は第六十三条第五号に係る部分に限る。）の規定、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第八十四条第一項第五号（同法第二十条第一項（譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）、第二十三条（加工品又は卵に係る部分を除く。）、第二十六条第六項（譲渡し等のうち譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）又は第二十七条（譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第八十六条第一号（同法第二十四条第七項に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第八十八条（同法第八十四条第一項第五号又は第八十六条第一号に係る部分に限る。）の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三十二条第一号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第五号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）、第三十三条第一号（同法第八条（特定外来生物である動物の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第三十六条（同法第三十二条第一号若しくは第五号又は第三十三条第一号に係る部分に限る。）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
七　法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
2　都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の更新）

第十三条　第十条第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
2　第十条第二項及び第三項並びに前二条の規定は、前項の更新について準用する。
3　第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
4　前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（変更の届出）

第十四条　第一種動物取扱業者は、第十条第二項第四号若しくは第三項第一号に掲げる事項の変更（環境省令で定める軽微なものを除く。）をし、飼養施設を設置しようとし、又は犬猫等販売業を営もうとする場合には、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。
2　第一種動物取扱業者は、前項の環境省令で定める軽微な変更があつた場合又は第十条第二項各号（第四号を除く。）若しくは第三項第二号に掲げる事項に変更（環境省令で定める軽微なものを除く。）があつた場合には、前項の場合を除き、その日から三十日以内に、環境省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
3　第十条第一項の登録を受けて犬猫等販売業を営む者（以下「犬猫等販売業者」という。）は、犬猫等販売業を営むことをやめた場合には、第十六条第一項に規定する場合を除き、その日から三十日以内に、環境省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
4　第十一条及び第十二条の規定は、前三項の規定による届出があつた場合に準用する。

（第一種動物取扱業者登録簿の閲覧）

第十五条　都道府県知事は、第一種動物取扱業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（廃業等の届出）

第十六条　第一種動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
一　死亡した場合　その相続人
二　法人が合併により消滅した場合　その法人を代表する役員であつた者
三　法人が破産手続開始の決定により解散した場合　その破産管財人
四　法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合　その清算人
五　その登録に係る第一種動物取扱業を廃止した場合　第一種動物取扱業者であつた個人又は第一種動物取扱業者であつた法人を代表する役員
2　第一種動物取扱業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、第一種動物取扱業者の登録は、その効力を失う。

（登録の抹消）

第十七条　都道府県知事は、第十三条第一項若しくは前条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第十九条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該第一種動物取扱業者の登録を抹消しなければならない。

（標識の掲示）

第十八条　第一種動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の環境省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（登録の取消し等）

第十九条　都道府県知事は、第一種動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一　不正の手段により第一種動物取扱業者の登録を受けたとき。
二　その者が行う業務の内容及び実施の方法が第十二条第一項に規定する動物の健康及び安全の保持その他動物の適正

な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。
三　飼養施設を設置している場合において、その者の飼養施設の構造、規模及び管理の方法が第十二条第一項に規定する飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合しなくなつたとき。
四　犬猫等販売業を営んでいる場合において、犬猫等健康安全計画が第十二条第一項に規定する幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。
五　第十二条第一項第一号、第三号又は第五号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき。
六　この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。
2　第十二条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

（環境省令への委任）

第二十条　第十条から前条までに定めるもののほか、第一種動物取扱業者の登録に関し必要な事項については、環境省令で定める。

（基準遵守義務）

第二十一条　第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。
2　都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるときは、条例で、前項の基準に代えて第一種動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる。

（感染性の疾病の予防）

第二十一条の二　第一種動物取扱業者は、その取り扱う動物の健康状態を日常的に確認すること、必要に応じて獣医師による診療を受けさせることその他のその取り扱う動物の感染性の疾病の予防のために必要な措置を適切に実施するよう努めなければならない。

（動物を取り扱うことが困難になつた場合の譲渡し等）

第二十一条の三　第一種動物取扱業者は、第一種動物取扱業を廃止する場合その他の業として動物を取り扱うことが困難になつた場合には、当該動物の譲渡しその他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

（販売に際しての情報提供の方法等）

第二十一条の四　第一種動物取扱業者のうち犬、猫その他の環境省令で定める動物の販売を業として営む者は、当該動物を販売する場合には、あらかじめ、当該動物を購入しようとする者（第一種動物取扱業者を除く。）に対し、当該販売に係る動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面（対面によることが困難な場合として環境省令で定める場合には、対面に相当する方法として環境省令で定めるものを含む。）により書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を用いて当該動物の飼養又は保管の方法、生年月日、当該動物に係る繁殖を行つた者の氏名その他の適正な飼養又は保管のために必要な情報として環境省令で定めるものを提供しなければならない。

（動物取扱責任者）

第二十二条　第一種動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、動物取扱責任者を選任しなければならない。
2　動物取扱責任者は、第十二条第一項第一号から第六号までに該当する者以外の者でなければならない。
3　第一種動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修（都道府県知事が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。）を受けさせなければならない。

（犬猫等健康安全計画の遵守）

第二十二条の二　犬猫等販売業者は、犬猫等健康安全計画の定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

（獣医師等との連携の確保）

第二十二条の三　犬猫等販売業者は、その飼養又は保管をする犬猫等の健康及び安全を確保するため、獣医師等との適切な連携の確保を図らなければならない。

（終生飼養の確保）

第二十二条の四　犬猫等販売業者は、やむを得ない場合を除き、販売の用に供することが困難となつた犬猫等についても、引き続き、当該犬猫等の終生飼養の確保を図らなければならない。

（幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限）

第二十二条の五　犬猫等販売業者（販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。）は、その繁殖を行つた犬又は猫であつて出生後五十六日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならない。

（犬猫等の個体に関する帳簿の備付け等）

第二十二条の六　犬猫等販売業者は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、その所有する犬猫等の個体ごとに、その所有するに至つた日、その販売若しくは引渡しをした日又は死亡した日その他の環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
2　犬猫等販売業者は、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
一　当該期間が開始した日に所有していた犬猫等の種類ごとの数
二　当該期間中に新たに所有するに至つた犬猫等の種類ごとの数
三　当該期間中に販売若しくは引渡し又は死亡の事実が生じた犬猫等の当該区分ごと及び種類ごとの数
四　当該期間が終了した日に所有していた犬猫等の種類ごとの数
五　その他環境省令で定める事項
3　都道府県知事は、犬猫等販売業者の所有する犬猫等に係る死亡の事実の発生の状況に照らして必要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、犬猫等販売業者に対して、期間を指定して、当該指定期間内にその所有する犬猫等に係る死亡の事実が発生した場合には獣医師による診療中に死亡したときを除き獣医師による検案を受け、当該指定期間が満了した日から三十日以内に当該指定期間内に死亡の事実が発生した全ての犬猫等の検案書又は死亡診断書を提出すべきことを命ずる

ことができる。

（勧告及び命令）

第二十三条　都道府県知事は、第一種動物取扱業者が第二十一条第一項又は第二項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。

2　都道府県知事は、第一種動物取扱業者が第二十一条の四若しくは第二十二条第三項の規定を遵守していないと認めるとき、又は犬猫等販売業者が第二十二条の五の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3　都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告及び検査）

第二十四条　都道府県知事は、第十条から第十九条まで及び第二十一条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三節　第二種動物取扱業者

（第二種動物取扱業の届出）

第二十四条の二　飼養施設（環境省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。）を設置して動物の取扱業（動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示その他第十条第一項の政令で定める取扱いに類する取扱いとして環境省令で定めるもの（以下この条において「その他の取扱い」という。）を業として行うことをいう。以下この条において「第二種動物取扱業」という。）を行おうとする者（第十条第一項の登録を受けるべき者及びその取り扱おうとする動物の数が環境省令で定める数に満たない者を除く。）は、第三十五条の規定に基づき同条第一項に規定する都道府県等が犬又は猫の取扱いを行う場合その他環境省令で定める場合を除き、飼養施設を設置する場所ごとに、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める書類を添えて、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

二　飼養施設の所在地

三　その行おうとする第二種動物取扱業の種別（譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示又はその他の取扱いの別をいう。以下この号において同じ。）並びにその種別に応じた事業の内容及び実施の方法

四　主として取り扱う動物の種類及び数

五　飼養施設の構造及び規模

六　飼養施設の管理の方法

七　その他環境省令で定める事項

（変更の届出）

第二十四条の三　前条の規定による届出をした者（以下「第二種動物取扱業者」という。）は、同条第三号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2　第二種動物取扱業者は、前条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（準用規定）

第二十四条の四　第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第二十条、第二十一条、第二十三条（第二項を除く。）及び第二十四条の規定は、第二種動物取扱業者について準用する。この場合において、第二十条中「第十条から前条まで」とあるのは「第二十四条の二、第二十四条の三及び第二十四条の四において準用する第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）」と、「登録」とあるのは「届出」と、第二十三条第一項中「第二十一条第一項又は第二項」とあるのは「第二十四条の四において準用する第二十一条第一項又は第二項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、第二十四条第一項中「第十条から第十九条まで及び第二十一条から前条まで」とあるのは「第二十四条の二、第二十四条の三並びに第二十四条の四において準用する第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第二十一条及び第二十三条（第二項を除く。）」と、「事業所」とあるのは「飼養施設を設置する場所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四節　周辺の生活環境の保全等に係る措置

第二十五条　都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2　都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3　都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

4　都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対し、前三項の規定による勧告又は命令に関し、必要な協力を求めることができる。

第五節　動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置

（特定動物の飼養又は保管の許可）

第二十六条　人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（以下「特定動物」という。）の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「特定飼養施設」という。）の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、

診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

2　前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

二　特定動物の種類及び数

三　飼養又は保管の目的

四　特定飼養施設の所在地

五　特定飼養施設の構造及び規模

六　特定動物の飼養又は保管の方法

七　特定動物の飼養又は保管が困難になつた場合における措置に関する事項

八　その他環境省令で定める事項

（許可の基準）

第二十七条　都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　その申請に係る前条第二項第五号から第七号までに掲げる事項が、特定動物の性質に応じて環境省令で定める特定飼養施設の構造及び規模、特定動物の飼養又は保管の方法並びに特定動物の飼養又は保管が困難になつた場合における措置に関する基準に適合するものであること。

二　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ　この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ　第二十九条の規定により許可を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者

ハ　法人であつて、その役員のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

2　都道府県知事は、前条第一項の許可をする場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

（変更の許可等）

第二十八条　第二十六条第一項の許可（この項の規定による許可を含む。）を受けた者（以下「特定動物飼養者」という。）は、同条第二項第二号又は第四号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2　前条の規定は、前項の許可について準用する。

3　特定動物飼養者は、第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更があつたとき、又は第二十六条第二項第一号若しくは第三号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（許可の取消し）

第二十九条　都道府県知事は、特定動物飼養者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

一　不正の手段により特定動物飼養者の許可を受けたとき。

二　その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第二十七条第一項第一号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

三　第二十七条第一項第二号ハに該当することとなつたとき。

四　この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

（環境省令への委任）

第三十条　第二十六条から前条までに定めるもののほか、特定動物の飼養又は保管の許可に関し必要な事項については、環境省令で定める。

（飼養又は保管の方法）

第三十一条　特定動物飼養者は、その許可に係る飼養又は保管をするには、当該特定動物に係る特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の環境省令で定める方法によらなければならない。

（特定動物飼養者に対する措置命令等）

第三十二条　都道府県知事は、特定動物飼養者が前条の規定に違反し、又は第二十七条第二項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反した場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定動物に係る飼養又は保管の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告及び検査）

第三十三条　都道府県知事は、第二十六条から第二十九条まで及び前二条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2　第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六節　動物愛護担当職員

第三十四条　地方公共団体は、条例で定めるところにより、第二十四条第一項（第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。）又は前条第一項の規定による立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員（次項及び第四十一条の四において「動物愛護担当職員」という。）を置くことができる。

2　動物愛護担当職員は、当該地方公共団体の職員であつて獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものをもつて充てる。

第四章　都道府県等の措置等

（犬及び猫の引取り）

第三十五条　都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項 の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

2　前項本文の規定により都道府県等が犬又は猫を引き取る場合には、都道府県知事等（都道府県等の長をいう。以下同じ。）は、その犬又は猫を引き取るべき場所を指定することができる。

3　第一項本文及び前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。

4　都道府県知事等は、第一項本文（前項において準用する場合を含む。次項、第七項及び第八項において同じ。）の規定により引取りを行つた犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者がいると推測されるものについてはその所有者を発見し、当該所有者に返還するよう努めるとともに、所有者がいないと推測されるもの、所有者から引取りを求められたもの又は所有者の発見ができないものについてはその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すよう努めるものとする。

5　都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市、中核市及び第一項の政令で定める市の長を除く。）に対し、第一項本文の規定による犬又は猫の引取りに関し、必要な協力を求めることができる。

6　都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする団体その他の者に犬及び猫の引取り又は譲渡しを委託することができる。

7　環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項本文の規定により引き取る場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。

8　国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第一項本文の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。

（負傷動物等の発見者の通報措置）

第三十六条　道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物又は犬、猫等の動物の死体を発見した者は、速やかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

2　都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。

3　前条第七項の規定は、前項の規定により動物を収容する場合に準用する。

（犬及び猫の繁殖制限）

第三十七条　犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

2　都道府県等は、第三十五条第一項本文の規定による犬又は猫の引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

（動物愛護推進員）

第三十八条　都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2　動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

一　犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。

二　住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。

三　犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。

四　犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。

五　災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。

（協議会）

第三十九条　都道府県等、動物の愛護を目的とする一般社団法人又は一般財団法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行つている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

第五章　雑則

（動物を殺す場合の方法）

第四十条　動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

2　環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法に関し必要な事項を定めることができる。

（動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等）

第四十一条　動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする。

2　動物を科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

3　動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥つている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によつてその動物を処分しなければならない。

4　環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第二項の方法及び前項の措置に関しよるべき基準を定めることができる。

（獣医師による通報）

第四十一条の二　獣医師は、その業務を行うに当たり、みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、都道府県知事その他の関係機関に通報するよう努めなければならない。

（表彰）

第四十一条の三　環境大臣は、動物の愛護及び適正な管理の推進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うことができる。

（地方公共団体への情報提供等）

第四十一条の四　国は、動物の愛護及び管理に関する施策の適切かつ円滑な実施に資するよう、動物愛護担当職員の設置、動物愛護担当職員に対する動物の愛護及び管理に関する研修の実施、動物の愛護及び管理に関する業務を担当する地方公共団体の部局と都道府県警察の連携の強化、動物愛護推進員の委嘱及び資質の向上に資する研修の実施等に関し、地方公共団体に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（経過措置）

第四十二条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（審議会の意見の聴取）

第四十三条　環境大臣は、基本指針の策定、第七条第七項、第十二条第一項、第二十一条第一項（第二十四条の四において準用する場合を含む。）、第二十七条第一項第一号若しくは第四十一条第四項の基準の設定、第二十五条第一項若しくは第三項の事態の設定又は第三十五条第七項（第三十六条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四十条第二項の定めをしようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。これらの基本指針、基準、事態又は定めを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第六章　罰則

第四十四条　愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2　愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、百万円以下の罰金に処する。

3　愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する。

4　前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一　牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる

二　前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

第四十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一　第二十六条第一項の規定に違反して許可を受けないで特定動物を飼養し、又は保管した者

二　不正の手段によつて第二十六条第一項の許可を受けた者

三　第二十八条第一項の規定に違反して第二十六条第二項第二号又は第四号から第七号までに掲げる事項を変更した者

第四十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一　第十条第一項の規定に違反して登録を受けないで第一種動物取扱業を営んだ者

二　不正の手段によつて第十条第一項の登録（第十三条第一項の登録の更新を含む。）を受けた者

三　第十九条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

四　第二十三条第三項又は第三十二条の規定による命令に違反した者

第四十六条の二　第二十五条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十四条第一項から第三項まで、第二十四条の二、第二十四条の三第一項又は第二十八条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第二十二条の六第三項の規定による命令に違反して、検案書又は死亡診断書を提出しなかつた者

三　第二十四条第一項（第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。）又は第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四　第二十四条の四において読み替えて準用する第二十三条第三項の規定による命令に違反した者

第四十八条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して次の各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第四十五条　五千万円以下の罰金刑

二　第四十四条又は前三条　各本条の罰金刑

第四十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一　第十六条第一項（第二十四条の四において準用する場合を含む。）、第二十二条の六第二項又は第二十四条の三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第二十二条の六第一項の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

第五十条　第十八条の規定による標識を掲げない者は、十万円以下の過料に処する。

平成26年度

動物愛護週間図画コンクール入賞作品

最優秀賞
沖縄県知事賞
宮古島市立伊良部小学校　４年
冨谷（とみたに）　耀（あきら）

猫と遊んだよ

入　賞
沖縄県環境部長賞
石垣市立八島小学校　１年
ひらた　あお

「かばさんとはみがき」

入　賞
沖縄県環境部長賞
南城市立　大里北小学校　４年
松門（まつかど）　和志（かずし）

おおきなライオン

入　賞
公益社団法人　獣医師会長賞
石垣市立八島小学校　４年
平田（ひらた）　みほし

ねことといっしょに
ニャーニャーニャー

入　賞
公益財団法人
沖縄こどもの国理事長賞
南風原町立南風原小学校　４年
伊佐（いさ）　柚音（ゆずね）

かばさん大きいね

入　賞
公益社団法人
日本愛玩動物協会長賞
うるま市立あげな小学校　４年
山城（やましろ）　心愛（ここあ）

気持ちいい?

入　賞
沖縄県公衆衛生
獣医師協議会長賞
石垣市立　野底小学校　２年
奥松（おくまつ）　大陽（たいよう）

ヤギといっしょに

沖縄県動物愛護管理センター案内図

平成26年度　**事　業　概　要**

発行・編集　沖縄県動物愛護管理センター
〒　901－1202　沖縄県南城市大里字大里2000番地
TEL　：　098－945－3043
FAX　：　098－945－0224
www.aniwel-pref.okinawa

印　　刷　有限会社　アトム印刷
〒　901-1303　沖縄県与那原町字与那原3157番地3
TEL　：　098－944－1355